

令和元年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年9月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年9月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年 9月 9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長(永田耕朗君)

おはようございます。ただ今の出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順といたします。
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番(松浦隆起君)

おはようございます。9番松浦隆起でございます。通告に従いまして本日3点一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目にさかわぐるぐるバスについてお伺いいたします。このぐるぐるバスに関する質問につきましては、今回で5回目となります。ぐるぐるバスとして運行が始まる以前よりデマンド方式のバスの運行など質問で取り上げてまいりました。今回はそういう観点、それから前回お伺いした点など確認も含めていくつかお伺いしたいと思っております。

まず現在の運行状況、各コース別の乗客数、またその推移などもわかればお伺いしたいと思っております。

チーム佐川推進課長(岡崎省治君)

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。さかわぐるぐるバスの現在の利用者数の実績と、若干推移ということでございましたので、そこも含めて少し御説明させていただきます。さかわぐるぐるバスは平成の29年の10月から、約今から2年弱前から本格運行が始まっております。それからの各路線の推移ということでございますので、少し長くなるかもわかりませんが、路線別にちょっと推移を申し上げたいと思っております。

まず中心部のぐるぐる線ですけど、当初平成29年の11月時点では、これ一便あたりの乗客数で申し上げますが、0.9人であったものが、直近令和元年の7月では1.7人という形になってます。申し上げます数字は小数点の第2を四捨五入した数字ということで、御了承いただきたいと思っております。本村線ですが、同じく当初は0.7人が直近の7月では2.4人、加茂荷稻線につきましては2.6人が直近では5.2人、5.2人というのは、月別で最高各路線通じて最高の数字

になってます。西山線ですが当初が 1.6 人が現在 7 月では 4.2 人、四ツ白線ですが当初が 2.7 人が直近の 7 月は 4.0 人、舟床川ノ内線が当初 1.9 人でしたが、こちらは若干下がっておりますが 1.4 人、薄木線ですが 1.9 人から 4.5 人、斗賀野線ですが 2.0 人から 2.4 人、狩場線が 1.9 人から直近が 3.2 人ということで、合計 9 路線を合計した乗客数ですが、当初平成 29 年 11 月時点では 1.4 人が直近の 7 月時点では 2.5 人と、合計全路線通じた数字がそうとなっております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ほぼ各路線とも少しずつ上向きに、乗っていただく方が増えてきている状況で、各地域の皆さまにおいては、地域の足に少しずつなってきたという見方ができるのかなあとと思います。現行の運行が少しずつであります、上向きな中でその上でさまざまな課題であるとか、取り組まなければならないこともあると思いますので、今の状況を踏まえた上で、お伺いしたいと思います。

次に前回お聞きしましたが、運行経路の安全管理についてでございます。現在、運行経路上の道路などの補修を行う際は、産業建設課内の予算内で、修繕の中で行っていると思います。前回申し上げましたのはこの安全管理のために別途、ぐるぐるバスの運行の管理と、安全管理ということで、別途予算枠を設けてはどうかということでございました。町長からは、予算編成の折に協議をし、安全管理のために柔軟な対応をしたいというような答弁であったと思います。今年度の予算では形として別枠という、別に予算の項目が増えたということではありません。別途予算の項目を増やすという形でなくても、新年度の予算編成前にぐるぐるバスの運行経路上の修繕に必要な額、ドライバーさんの聞き取りも含めて、そういうものを積算して、建設課予算にその中で別枠としてプラスをすると、いう方法なども考えられるのではないかと思います、今の点も踏まえて現状と今後についてお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。道路の維持補修、ぐるぐるバスのルート上のこの予算の取り扱いにつきましては、前回松浦議員に御質問があった後、検討させていただきましたが、先ほどおっしゃったように予算としては、別枠で予算をとっておりません。ただチーム佐川推進課と産業建設課が常に連絡を取り合う体制をしております。ルート

の協議はもちろんですけど、特に運転手さんからは逐一細かい道路情報をお伺いするようにしています。その中で仮に維持補修が必要であった道路につきましては、その都度、産業建設課に連絡をとって対応していただくような体制をとっております。ですので現実的に支障が出ておるといことは現在伺っておりませんが、これからもそういう体制をとっていきたいというふうに思っております。

9 番（松浦隆起君）

はい、わかりました。前回少し例を申し上げましたが、ちょうど運行経路上に重なる付近で、同じように要望が出てた場合に、建設課の予算も限られてますので、やっぱりどっちかをとということになるわけで、ただ片方のほうもできるだけ早くしてもらいたいと、というような状況であってもバスのほうが、バスの例えば優先するとそちらが1年、2年後に待ってくださいねということに、現実そういうこも出てますので、特に大きな額が発生するような場合は、できるだけ事前にそういうものを、中で優先的にバスの分としてやるけども、地元の分に影響あまりをしないようにという配慮は、できるだけしていただければなあというふうに思います。

それでは次に、情報共有についてであります。前回も申し上げましたが、バスに乗車をして運転手さんとお話をすると、いろいろなお話を聞くことができるわけで、そこから今言いました安全管理、また乗っていただいている町民のみなさんの声というものも聞くことができます。まず一点は、定期的に運転手さんの声をしっかり聞くと、委託先のまとめる会社のほうからの報告でなくって、現場の声を聞くという機会を、設けるべきではないかという話をさせていただきました。課長からはそういった機会をもっていきたいということでありました。実際にどのようにされているのかお聞きしたいと思います。また定期的な実施についてもお伺いをいたします。定期的に今後やられる予定があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

もう一点、今現在行われているかもわかりませんが、担当課長や担当者の方は定期的にバスにそれぞれのコースに乗っていただいて、現場に足を運んでいただいて、運転手さんだけではなくて乗っている方、バスに乗れば私も何回か乗りますが、いろんな声が聞こえてくるので、乗ってる方の声を聞くというのも、机上ではデスクでは感じられないことが、実際に感じられるということがございます。

ぜひこの点の実施をしていただければと思います。以上の点について、現状と今後についてお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず情報の共有というところですけども、まずは住民の方々から、情報をどうやってお聞きするかというところについては、直近ではこの令和元年、平成 31 年に入ってからですね、1 月から 3 月まで計 11 カ所で、各地区の公民館、百歳体操をしているところにお伺いしたり、それから集落活動センターこれも催し物がある時に、うちの職員がお伺いをして現在のぐるぐるバスの利用について、意見交換をさせていただいてます。これ計 11 回、11 カ所で 114 名の方からお話をお伺いしています。それから現場の運転手さんからの聞き取りということですけど、今年に入ってから一斉に 3 社の運転手さん集めてお聞きしたという機会はございませんけれども、この 1 月から 3 月にかけての住民説明会に合わせまして、各路線の運転手さんからは個別に聞き取りをさせていただいてます。それから先ほども申し上げましたが、これ以外には逐一結構来られる方は、週に 1 回お会いをしてですね、運転手さんからいろいろ情報をうちの担当に話をすることもございますし、かなり頻繁に情報は共有というか、いただいて直せるところは整備という対応をとっております。それから定期的に職員がぐるぐるバスにに乗って情報を経てはどうかと、これについては定期的にというところまではまだ行ってません。いろいろ問題があったりとか、運転手さんから情報をいただいた時に、少し乗ったりということはございますが、これは定期的に乗ってですね利用者の方であるとか、利用状況であるとかいうことを、確認することはやはり必要であろうというふうに思いますので、今後はもう少し定期的に乗れるような形で、チーム佐川推進課のほうで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひそういった形でおこなっていただいて、職員の方の数も限られてますから、全部のコースにある程度決まった、定期的にとというのはなかなか大変な部分があるかもわかりませんが、例えばそれと並行してそのコースを職員さんの可能な時間に、職員さんがずうっと自分の車で回って、どんな状況かを見るというのも 1 つだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に運行コースについて、お伺いいたします。前回質問させていただいた折にも、運行コースやダイヤの改正について、いくつか提案をさせていただきました。実際にいくつか変更もしていただいております。今回はコースを新たに増やしていただきたいというものであります。この何カ月かの間に、私のもとに何人かの方から、ぜひバスを回してもらいたいという声が、届いている地域があります。それが、川内ヶ谷の地域でございます。以前に直接担当課長にお話をした際に、お聞きをしましたが、現状路線バスが国道を走っている等、いくつか要因があって、地元の方ともお話した上で、路線を今コースを作っていないということでありました。ただ、路線バスは国道を走っているものであって、地域の中にまで入っているものではありませんので、私のところに届いている声は、病院や買い物に行く足がなく、他の地域のようにバスを回してもらいたいという、切実なものであります。また川内ヶ谷の周辺には高齢者の方の施設もあって、そこから病院また買い物に行く時には、現状は足がない方はタクシーで行かれてる、その額の一定かかるということで、「バスがあればそれに乗って行ける」というお声もお聞きしております。ぜひこの点について、検討していただければと思いますが、お考えをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長(岡崎省治君)

お答えいたします。このぐるぐるバスの路線、経路を決定するにあたりましては、まず公共交通、ぐるぐるバスが走っている以前であれば、黒岩観光バス、それからもちろんJRの駅もそうですが、そういったところ、各自宅お家からですね、半径400メートル以内にバス停を置こうということで、これ直線距離になりますけど、400メートル以内ということ、地図上で円を描いて、それでバス路線を基本的に決定したという経緯があります。それから川内ヶ谷のほうについては、黒観のバス路線が定期路線ですが、これは国道を走っているというところに、こういうの含めて地域の住民の方々から意見を、その当時たぶん4、5年くらい前だと思いますけど、お伺いした際には総合的に判断して、まだいいだろうと言うので、路線をそこには延ばしてないという経緯があります。ただですね今回1月から3月にかけてですね、住民説明会等を行うなかで、やはり川内ヶ谷の所にも路線を延ばしてほしいという声は実際あります。それ以外にも様々な機会、この川内ヶ谷以外の所でも少し路線を延ば

してほしいという声は実際聞いております。

これどういうふうに見直していくかという作業については、今平成 29 年の 10 月から約 2 年がまるまろうとしていますけれども、今までの見直しについては大きな経路、路線の見直しを伴わない範囲で、少し経路を修正したりそれからバス停を付けたりと、いうところの方針を立てて見直しをしてます。今回 10 月についてもそういうところを含めて、見直しをするわけですが、来年になるのは 3 年くらい、3 年経過するなかでやはり、いろいろな地区からの要望が出てるといところで、もう一度住民の方々にお話を、しっかりと聞きすることが必要であろうというふうに思ってます。その中で大きく例えば川内ヶ谷、具体的に言いますと川内ヶ谷、九反田から川内ヶ谷方面、こういったところに路線を延ばす、もしくは新たに路線を整備するということになる、ぐるぐるバス路線全体の見直しにつながっていくということになると思います。すべてプラスして路線を増やせば、それは住民の方々の利便性の向上につながりますけど、一方では経費という問題がありますので、全体にどういうふうにぐるぐるバスの路線を組んでいくかということは、全体を考えていかないかんというふうに思ってます。もちろん公共交通会議の皆さんにも諮っていくということが必要になりますので、これについては慎重に考えていくことも必要です。今のところ事務局としては、そういう声も聞いておりますので、来年の 10 月の改正のタイミングで川内ヶ谷を含めて、どのようにバス路線を見直していくかと、少し大きな見直しになるかも分かりませんが、そういったことも視野に検討に入れて、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

予算のこと、それからバスの台数も限られてますし、今課長が言われたところが十分理解できますので、全体的なバランス等も考えていただいて、実際にバスを回してもらいたいという方が、少しずつではありますが、私のもとに届いているのも少しずつ増えてきているので、年々高齢化をして今まで大丈夫だった人が、大丈夫でなくなっている状態もあると思いますので、来年度に向けて検討していただけるということでもありますので、ぜひ前向きに大変でありましようがお願いしたいと思います。

それではこのぐるぐるバスについては最後に、このバスの質問の

中で再三お聞きをしてきたことではありますが、今一度デマンド方式について見解をお伺いしたいと思います。今まで四度このデマンドバスについて質問させていただきました。ただ質問の本質はこのデマンド方式だけにこだわっているわけではなくて、突きつめて言えば現行のぐるぐるバスを利用したくてもできない、また福祉チケットがもらえる方ばかりではないですね、またもらってもそれだけでは到底満たすことができない、何か月かで使い切ってしまうと、そういう方、そういった本当に困っている交通弱者と言われる人たちを、何とかしなくてはならないということでもあります。このぐるぐるバスは、地域公共交通ということで本町としてはそこに、今のところある意味福祉的な、デマンド的な考え方は入っておりません。しかし私が当初から質問等をお願いしてきたことは、そういった福祉的な観点を入れたデマンド方式でありまして、今のコミュニティバスは残念ながらカバーできない方が一定おられるのも現実であります。

全国の自治体の中には、このコミュニティバスとデマンドタクシー、バスなど併用して運用している所もございます。また民間タクシーと連携して、ある所では初乗り運賃を助成して、利用者を大幅に増やしているという自治体もございました。平たく言えば方法は何でもいいわけです。要は今の交通の足がなくて困っている高齢者の方、そういった方の交通手段を確保する取り組みを、より一層レベルアップして、取り組んでいただきたいということでもあります。町長がまちづくりに取り入れる、私も質問しておりますが、SDGsの考え方、「だれ一人取り残さない」と、また健康福祉課で取り組んでおられる「地域包括ケアシステム」安心して住める地域、この考え方に照らしても、何とか取り組まなければならないのではないかと思います。ただ限られた財源の中で、こういった取り組みができるのかというのは、検討が十分必要になってまいると思います。

このことについては今回で5回目の質問になりますので、ですから少し突っ込んだ聞き方をいたしますが、デマンド方式やタクシーチケット、また今まで答弁でも言っておられましたが、集活センターの活用など、その方法は様々だと思いますが、このぐるぐるバス、その停留所まで行けずに乗れない、そういう足に困っておられる方々への支援を、取り組む今後方向性を持っておられるのか、それともこれ以上は財源等の様々な理由から、現実的に難しいと考えて

おられるのか、率直なお考えをお聞きしたいと思います。

町長(堀見和道君)

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

松浦議員がおっしゃいますように、全ての人に対して 100%満足できる答えがですね、行政として出せると、いうことであればそれにこしたことはないというふうに考えておりますが、やはり限られた財源の中でできるだけ全体を見渡してですね、多くの人に 100 点でないにしても納得いただけるサービス、システムの構築ということが、大切かなあというふうに考えております。ぐるぐるバスにつきましては随分前から住民の皆さんから、地域公共交通を走らせてもらいたいと、いう声があった中で、やっと立ち上げてまだ間もない、3年目の状況であります。あったかふれあいセンターで送迎のサービスをします。これはあったかセンターを活用すると、あったかセンター、ふれあいセンターで人とふれ合ってつながってお互いが幸せな日々を送ると、いう目的があるということではありますけれども、あったかふれあいセンターの送迎と、今のぐるぐるバスの運行と、ぜひ住民の皆さんにはちょっと手間かもしれませんが、他にも病院、買い物に行くだけではない楽しみもあるんだよということを、知っていただくという意味でも、福祉の増進ということで、効果があるのではないのかなあというふうに思っています。財源的なこと踏まえて当面は今の形での、行政が行う公共交通のありかたで、しばらくは運営を進めていきたいと思っております。その後3年、5年たった後にですね、やはり住民の皆さまの声、社会の変化の状況、佐川町の人口の推移、変化等も踏まえて、しっかり抜本的に考えなければいけない時期がきた時にはですね、しっかり考えないといけないかなあというふうに思っております。当面は現況の形で進めていきたいと考えております。以上です。

健康福祉課長(田村秀明君)

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。福祉的観点から移動支援ということで、交通弱者の支援について健康福祉課のですね支援ですが、1つには福祉タクシーチケット、ガソリンチケットの支給制度があります。この制度は障害児者の方が活動範囲を広げ、社会参加をしやすくすることを目的にしまして、平成30年度に、より目的に添うように、タクシー券を増やすなどの見直

しをしています。それから2つ目はですね、委託事業のあったかふれあいセンター事業です。これは平成30年度より、尾川、斗賀野、黒岩、加茂の4カ所で実施をしています。先ほど町長のほうでも話がありましたが、あったかふれあいセンターを利用する際に、希望によりですね送迎を実施しています。またセンターを利用する中でですね、買い物とか病院への立ち寄りの支援のほうも行っております。来年度は佐川地区にも、あったかふれあいセンターの開設のほう予定しております、佐川5地区全てに地域福祉の拠点ができます。この拠点につきましては、ぐるぐるバスの停留所となっておりますので、あったかふれあいセンターと、合わせての利用が可能ということになってます。町の地域公共交通としてのぐるぐるバスにつきましては、本格運行から約2年がたちまして、利用者のほうも着実に増加しています。また10月からダイヤの改正もあります。今のぐるぐるバスや見直しを行ったタクシー券の支給制度、またあったかふれあいセンターの送迎、今後どのような利用や活用がされ、どのように定着していくのかももう少し見極めていきたいというふうに思っています。

また地域福祉アクションプランでは、各地区の課題解消として住民同士がお互いに助け合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指すという、重点目標を掲げており、それぞれの地区で現在話し合いがされております。町としましても移動手段につきましては、地域の方々どのようにすれば支援できるか、まず自治会の役員会のほうで、提起話題にしてですね話をしていきたいというふうに考えています。以上です。

9番（松浦隆起君）

大体毎回同じような御答弁ですが、今課長が言われたそのタクシーチケットも、現実にそれを受けておられる方から、相談を受けました。それだけでは全然足らないと、かといってバス停まで行けるかということ、バス停までは行けないと、今町長からももう少し見てということですが、これは高齢者の方の対策でありますから、3年、4年というのはあまりにも長いのではないかと、今地域公共交通、事前に課長のお話した時も、地域公共交通というのは基本的にこういうコミュニティのようなというような、感覚を持たれているようなお話でしたが、現実に国土交通省等で今地域の足と、地域公共交通ということをやられているのは、決してコミュニティだけじゃな

いです。いろんなことを取り組んでおられる、ぜひそこに目を向けていただきたいなあというふうに思います。全国の自治体の中では、こういう足の確保に取り組んでる自治体は多数ございまして、その取り組みを見るとやはり住民の皆さんの利用率が高く、満足度が高い所はいくつかのバスやタクシー、そういう形態を組み合わせしております。これ国道交通省から現実に今行ってる、いろんな例をちょっといただきましたが、これを見ますと地域の実情に合わせて様々な工夫がなされて、地域の住民の皆さんと一体となって取り組んでおられると、ある自治体では路線バスを維持しながら、乗り合いタクシーの運行を開始して、驚くべきはこの自治体ではほぼ同じ経費で大幅なサービスアップを実現をしております。運賃も当初無料にしていたものを、300 円に値上げをしたにもかかわらず、年間の利用者は増加をしていると、この自治体では住民との対応を重要視して、実施するにあたって、また実施後も含めて 90 回を超える住民説明会を実施しております。また四国内のある自治体では、地域住民が立ち上がりまして、NPO を設立をして行政との共同により、路線バス、デマンド、スクール輸送と移動手段をトータルで確保しております、この NPO は国、県、市からこの運行に関しての補助金は一切もらわずに、10 年間黒字運営を継続して、バス利用者も開始当初から 2.2 倍に増えているというところがございます。今、お話しましたように、まだいくつも紹介したい例はありますが、時間に限りがありますので紹介しませんが、地域の足の確保、本気で悩んで考えていけば知恵が生まれて、必ず道は開けてくると、その証拠に先ほど申し上げたように成功しているというか、地域の方の協力も得て根付いた運営をしている、自治体がいくつもございます。ぜひ先ほども申し上げましたが、全国の自治体の取り組みなどを、ぜひ視察などをおして一度知っていただいて、今挙げた例は地域公共交通と、だからデマンドがちょっとそれにはそぐわないというような形を、課長から何回かお話を受けますが、実際に補助対象のフィーダー系統のなかに、国土交通省が入れている今僕が言う、私が言った例はその自治体ですから、同じ公共交通ですから、ですからぜひそのことをもう一度考えていただいて、本当に困っているという方の私も声をお聞きして、ある一人の方はそれでも、4 年、5 年たってます。でもなかなか前に進まないということですので、ぜひ原稿には状況によって答弁求めると書いてますが、もう答弁求め

ませんが一度しっかり検討していただいて、そういう状況も踏まえていただいて、全国にはいろんな形で、路線バス、今うちで言えば黒岩観光さんに協力していただいている、そういう路線バス、それからコミュニティ、デマンド、それから乗り合い4つを組み合わせて行ってる自治体もあります。それはそれぞれ自治体の体力、経済状況にも関係あると思いますが、要はそういう人たちを先ほど言うたように、何とかしようという思いがあるのか、ないのかそこになると思いますので、ぜひもう一度検討をしていただきたいと申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。

次に投票環境の改善についてお伺いしたいと思います。具体的には有権者の投票機会の確保に向けて、投票所への送迎バスや移動期日前投票所の導入などについてお伺いいたします。この質問につきましては昨年の6月定例会におきまして、一度お聞きいたしております。その時先ほど申し上げた取り組みとは別に、投票所の増設や共通投票所の設置についても、お伺いいたしました。選挙管理委員会では以前より様々な検討、考慮がなされておきまして、本年4月に行われました県議会議員選挙から、2カ所の投票所が復活し臨時の期日前投票所も設置され、投票環境の改善に取り組んでいただいているところであります。ただそれでもまだまだ投票環境が大きく改善されたと、いう状況ではないと思います。私のもとにも投票に行きたいけれども、なかなか行けない、他の町で行っているようなニュース等でご覧なられてますので、移動の投票所を走らせてほしいといった要望も声もいただいております。前回の質問でも申し上げましたが、投票率の低下によって全国の多くの自治体が、さまざまな取り組みを行っております。そういったことから本町においても更なる取り組みを行うべきだと思っております。投票率が低下している原因はこの投票環境だけではなくて、さまざまな理由も考えられると思います。ただその一つにこの投票環境があるのは現実でありまして、その改善をすることで少しでも、投票率の向上につながるのではないかと思います。

特にそのなかでも必要なものは、先ほども言いましたが、投票に行きたいけれども投票所までの足がなくて、なかなか行けないという方達への支援だと思います。その対策の1つが車による移動期日前投票所であります。そこでまず、この移動期日前投票所についてお伺いいたしますが、これは投票所まで足を運ぶことが難しい高齢

者の方や、投票所から遠い地域に暮らす有権者の投票機会を確保した上で、低下傾向にある投票率をアップさせるために、全国の自治体で取り入れる自治体が増えております。県内においても今年の県議選でいの町が初めて導入をし、今回の参議院選挙においては香美市、いの町、越知町の3市町で実施をされております。どの自治体も7カ所から10カ所程度各地域の公民館前などで行なわれたようです。実施された地域では非常に喜ばれている、投票できるようになったという声が届いていると、今後少しずつ導入する自治体も増えてくるのではないかとというふうに思いますが、本町においてもぜひ導入に向けて検討していただきたいと思いますが、この点についてお考えをお伺いいたします。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。先ほど松浦議員の御質問にありましたように、本年度からの取り組みといたしまして、投票区を新たに2つ増設いたしまして、2カ所の日時を定めた期日前投票所の開設を行い、その実施に取り組んでおるといような、状況になっております。この御質問にありました、移動期日前投票所について県内で確かに松浦議員の御質問のとおり、香美市、いの町、越知町で実施されておりました、こちらの役場のほうからですねそれぞれの香美市、いの町、越知町のほうにその内容について、ちょっとどういような事例かということで、お問い合わせをさせていただきました。その事例によりますと、投票所の集約とかによって、特に香美市とかいの町というのは、合併とかいうのもあって範囲も広がっております。そういうこともあって投票所の集約によって廃止になった投票区域へ、車を用いて対応しておるといようなお話でございました。また、香美市においては雨の場合はうちの佐川町と同じく、公民館を使用してやるという内容でございました。佐川町の場合は一応名目上、日時を定めた期日前投票所ということですが、車を使うか公民館を使うかということだけであって、移動期日前投票所というカテゴリーからとは、同じかなというふうには思うております。この移動期日前投票所についてですけど、佐川町が今回その分類に入ると言うので言いますが、佐川町が今回2カ所増設した経緯ですけど、もう既に御存じのように、平成17年の見直しによりまして、現在の投票所までの距離が遠くなったと、ということがありまして、その当時の投票所からの最も遠いと思われ

る有権者の距離を測りました。それで3キロ以上離れておる本当にちょっと遠くなったと、というような投票所につきまして、その時に測った時に3つの投票区でそういうような所がありました。あと御希望結局聞きまして、そのうちの2つにつきまして期日前投票所設置したという経緯がございます。現在のところ選挙管理委員会事務局においては、この3キロ以上のところには既に対応しておりますので、それ以内のところについて期日前投票所を新たに設置するという事は現在のところは考えておりません。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

基準というものは必要でありますから、当然それに基づいて判断されているのだと思いますが、前回の御答弁でも投票所までの距離が3キロという基準、この基準は1969年に旧自治省が示したもので、今から50年前に示されたものです。当時と今では取り巻く環境が大きく変わってきております。高齢化が進み、また先ほど質問でも申し上げましたが、高齢者の方の足の確保、喫緊の課題となっております。その現状において3キロという基準は、あまり現実的とは言えないのではないかと、この基準から言えば極端な言い方をすると3キロ以内は、もし足が確保できなければ歩いて行かなければならない、高齢者の方がそれだけ歩くというのはなかなか、3キロ以内でも500メートルもあれば、2.5キロもあるわけで、例えばこの役場から、佐川中学校までが約2キロ、この距離を歩いて投票に、総務課長行きますか。車がある人は車で行きますね。だからといって先ほど課長が言われたように、そういった所をいくつも投票所を増やしていくということにもなりませんから、ただ現に足のない方たちが投票所へ行けなくなったと、これは聞き取りの時にお話しましたが、感覚、それぞれの方の住まわれている場所、感覚ですが、例えば斗賀野も今回県議選からですかね、投票所が変わりましたね、あの距離を変っただけでも、ある一部の方からは投票にも行けんと、「青空の集活センターまではちょっと歩いてよう行かん」という方が何人かおられました。現実にそういった声がある中なので、そこを先ほどのぐるぐるバスと一緒にですが、何とかしようということをしていただきたいと、いうふうに思います。この移動期日前投票所を設置を、今のところしないということですが、この取り組みと同じように、逆にそれをどうカバーするか、それは投票所への移動支援だと思います。前回の質問でも例を上げて詳しく述べさ

せていただきましたので、詳しいことは省かしていただきますが、投票所への無料バスの巡回など、これも全国で取り組まれております。本町にもぐるぐるバスがありますので、これを利用していただいて、ぜひ移動支援を行っていただければと思います。例えばこのぐるぐるバスを利用して、期日前投票期間この役場へ来る場合は、投票入場券を提示することで無料にするとか、土曜日は各地区から役場への移動支援としてバスを運行させる、日曜日の投票日の当日は所有する、3台だと思えますがバスを利用して、各地区内を投票への移動支援として、その地域内を午前はこの地域、午後はこの地域という形で巡回させる。そういう知恵と工夫をいかしていただいて、投票環境向上への取り組みができるのではないかと、いうふうに思います。これ実現に向けて現実的な検討をするべきだと、その移動投票所ができないで終わるのではなくて、そうであるならできるだけ投票に来やすい環境をどう作るのかということ、ぜひ考えていただきたいと思えます。

また本町で取り組まれておられるかどうか、少し聞き取り僕はしてないので、取り組んでいただいていたら恐縮ですが、取り組んでなければぜひ取り組んでいただきたいのが、それは自宅から投票所までの移動支援であります。全国の複数の自治体で行われておりますが、これ対象者の方そんなに多くないですが、高齢者や障害のある人の中で、自力で移動が困難な方の移動支援を行うもので、事前に登録していただいた上で介護タクシー等、また人がついて本人負担はゼロで、そういった移動支援を行っている自治体もございます。以上、この移動支援について先ほどのバス、今の自宅までの移動支援含めて御答弁お願いしたいと思えます。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。今の松浦議員の御質問の中にありました、いろいろな取り組みについてですけど、現在佐川町のほうでは取り組めておれません。現在佐川町のほうでは先ほどの答弁の中でも言いました、本年度から実施しておる取り組み以外に、新たな取り組みについて特に取り組んでおるということはございませんので、今御質問にあった、松浦議員の言っていた参考事例であるとか、他の事例とかを参考にしながら、今後検討していかねばならないと、いうふうに考えておるところであります。以上です。

9番（松浦隆起君）

今私が申し上げたその、自宅までの移動支援というのはやられておりますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

先ほどの回答と同じく、自宅からの移動支援というのは選挙管理委員会のほうとしたはしておりません。以上でございます。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。健康福祉課のほうでもですね、自宅から投票所までの障害者の移動支援というのは行っておりません。

9 番（松浦隆起君）

ぜひバスも含めて検討していただいて、これ移動投票所となると間に合わないかもわかりませんが、この直近には知事選もあります。やろうと思えばやれないこともないのではないかと、勝手に思っていますが、できるだけ検討していただいて、やれるならこの秋からでも実施を少しでも、モデルケースとして1地区でも2地区でもやるなり、そういった前向きな検討ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、これ具体的に通告しておりませんでした。投票環境の向上という点では大事な取り組みでありますので、お答えできる範囲で構いませんがお願いしたいと思います。これ前回も聞きましたが、共通投票所についてであります。公選法の改正によりまして、選挙の投票日に鉄道駅の構内、大型商業施設に自治体が共通投票所を設置できるようになりました。この投票所はこれまでの投票所とは異なって、投票所がある自治体で選挙人名簿に登録されている有権者であれば、誰でも投票できるというものであります。この共通投票所によって利便性が図られ、投票率の向上が期待されるものであります。前回総務課長の答弁では「人員が現状ぎりぎりの状態で、人員の確保ができるようであれば考えたい」というものであります。この人員の確保に向けて限界もあると思いますが、取り組むのかどうかという点もあると思いますが、現在の選挙管理委員会の方向性について、お考えをお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。共通の期日前投票所について現在選挙管理委員会のほうでは検討はいたしておりません。前回お答えいたしましたように、現在でも役場の期日前投票所、1カ所の運営につきましても人員のやりくり等でかなりきつい状況になっております。そのような状況もありますし、共通の期日前投票所ってことになります

と、そこでどのような体制でやるかと、端末を持ち込んでとか二重投票の防止とか、いろんな問題もあります。そのような問題もありまして、現在のところはこの問題については取り組めてないという考えになります。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

人間的、環境的になかなか難しいということであれば、それ以上は言えませんが、量販店等の所に投票所があれば、今まで投票所へなかなか行けてなかった方たちが、そこで一緒に投票を済ますってということで、非常に利便性は高いと思いますが、今の限られた全体の業務の、佐川町の限られた職員さんの中でやられてますから、大変な状況にあると思いますが、この共通投票所というのも頭の片隅のどこかに置いていただいて、できる状況であればまた検討していただきたいと思います。総務省が行っております「投票環境の向上方策等に関する研究会」この中の報告書の中に、こういうところがございます。少し若干長いですが、「様々な要因により、投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会をいかに確保するかは、投票に行きたくても行けないという高齢者自身の声もあり、重要な課題である。この点については、投票所の設置時間や場所等を高齢者が投票しやすいように柔軟に対応できる期日前投票の活用や、投票所への移動支援の実施、さらには大型の自動車を期日前投票所等として活用する移動投票所など、地域における創意工夫を行うことで投票機会の確保を図ることは可能である。選挙の公正を確保することを前提として、地域における投票機会の確保に向けた創意工夫と、制度的な前提の整備が相まって行われることで、さらなる投票環境の向上が図られていくものと考えられる」と。この中に全てが入っていると思いますので、ぜひこのことを踏まえていただいて、投票環境の更なる向上へできることから、ひとつずつ着実に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

食品ロス削減の取り組みについてお伺いいたします。

この質問につきましては、3月定例会におきましてもお聞きしておりまして、今回で3回目の質問でございます。最初に質問した折に詳しくさまざまな例を挙げて、お聞きしておりますので、違った角度からお聞きしたいと思います。

まだ食べられるのに捨ててしまう、そういう「食品ロス」の削減をめざす「食品ロス削減の推進に関する法律」いわゆる「食品ロス削減推進法」が、5月24日に参議院本会議で全会一致で可決、成立いたしました。この法律の前文には、「食品ロスの削減は、食料を多くの輸入に依存する日本が真摯に取り組むべき課題である」と明記されております。国や自治体、事業者、消費者などが連携し「国民運動」として推進するため、法律を制定すると宣言しています。また「食品ロス削減」の定義を「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組み」と定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割を明記しました。具体的には、国や自治体が行う取り組み施策として、消費者や事業者に対する知識の普及・啓発や事業者などから寄贈された未利用食品を、福祉施設や災害被災地などに提供する「フードバンク」の支援などが、盛り込まれております。この食品ロス削減については、5月12日に新潟市で開催された20カ国・地域農相会合でも、各国が足並みをそろえて取り組むことが確認されるなど、国際的にも重要な課題となっています。また国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食糧の廃棄を半減させることを掲げており、日本は家庭から出る食品ロスを30年度までに半分に減らす目標を明らかにしています。

こういった国の動きを受け、大手コンビニ各社では、ポイント還元による食品の実質的な値引き販売、おせちなど季節商品を完全予約制にするなど、具体的な対策に乗り出す動きが出始めており、食品ロス削減に向けた機運が高まっています。

今回の推進法では、私たち消費者の役割も定められています。家庭での食品ロス削減の促進、外食時の食べきりの啓発促進、災害時用備蓄食料の有効活用の促進、学校における食育の促進など、自主的な私たちの取り組みも大切になっております。

また、この法律では、国民の理解と関心を得るために、毎年10月を食品ロス削減月間、10月30日を「食品ロス削減の日」と定めております。この法律では、地方公共団体に対しても、取り組みを求められておまして、第4条では「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めております。また、第13条では「市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区

域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とし、努力義務ではありますが、推進計画の策定を求めています。合わせて、先ほど申しあげました食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施も求められています。また、フードバンクへの支援も求められています。以上述べましたように自治体の具体的な取り組みが求められています。3月定例会で質問した折に、堀見町長は「佐川町としても、この食品ロスの削減の取り組みについては、具体的に自治体として何ができるんだということをしっかり検討して取り組みを進めていきたいと考えております」と答弁されています。今回、推進法が成立したのを機に、本町においても推進計画の策定、先ほど申しあげました食品ロス削減月間、また削減の日の事業、フードバンクへの支援など、具体的に進めたいと思っておりますが、以上を踏まえましてお考えをお伺いいたします。

町民課長(和田強君)

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。議員がおっしゃられますとおり、この法律の中ではですね市町村に基本方針と、県の削減推進計画を踏まえた、削減推進計画を定めるように努めなければならないというふうに、明記されています。その計画にあたりましては、政府の基本方針や県の推進計画を踏まえてですね、計画を策定するということになっております。佐川町におきましては、食品ロスということではないですけども、SDGsのチャレンジ課題として、焼却ごみゼロに向けたリサイクル運動の推進というのを掲げております。現時点ではですね、ごみの関係の広報活動の取り組みのみでですね、それ以上のことができてない現状ではあるんですけども、この点についても先進地の研究等行ってですね、住民の方たちに取り組んでいただくために、どのようなアプローチをしていくかということについて、検討をはじめております。その中で当然食品ロスについてもですね、最終的には一般廃棄物という形になっていきますので、その焼却ごみの削減の切り口からですね、まずは食品ロスについても取り組み、住民のほうにアピールができていけたらというふうに考えてます。

ただ現時点ですね、具体的にこういうことをするってところまでには至っておりませんが、今後ですねそういうごみ焼却をゼロにする計画と合わせてですね、こちらの取り組みの方法についても、具

体的に検討してみたいなあと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

答弁されたのは町民課の課長ですから、ごみに関することにどうしてもなると思いますが、自治体のこの推進計画を策定するのかどうか、まずお聞きしました。それから食品ロスの日であり削減の事業、またフードバンクへの支援など、どのように取り組むのかと、そのことをお聞きしましたので、ぜひそのことにお答えを、これは町民課長になるのかどうか分かりませんが、これ全体的な取り組みにもなると思いますが、どの方がお答えになれるのがベストか分かりませんが、もう一度御答弁いただきたいと思っております。

町長(堀見和道君)

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まずは計画は国の基本方針、また県の計画が示された後に町としては計画を策定すると、いう方向で考えています。具体的に食品ロスの削減月間、食品ロス削減の日について、何か事業をするということは本年度は考えておりません。ただ、広報で住民の町民の皆さん向けに、啓発のためのお知らせは、させていただきたいなあとというふうに考えております。後、フードバンクへの支援につきましては、まだ町として何を支援するというのを今考えている状況ではありません。今後計画を策定する中で全体的な取り組みについては、町としてどのような方針で行っていくのか、支援していくのかということについては、決めていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この削減月間と削減の日は、来月ですから今年度やるのは無理でしょうから、来年度以降は取り組まれる可能性はあると、いう理解でいいですかね。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。現時点では来年度何か実施するという点に関しても、白紙でございますので、国の方針、県の計画を踏まえて、町としてしっかりとした計画をたてる中で、どのような取り組みをするかと、いうことも位置づけていくことになるというふうに、考えておりますので、現時点でははっきりとしたお答えはできないということで、御了承いただきたいと思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

これから国、県の基本方針に添って、計画をたてていただけると

ということです。具体的な取り組みが1番大事になってくるというふうに思いますが、前回も申し上げましたが、全国の自治体が取り組まれているのは、いわゆる30・10運動、いわゆる我々がよく行く宴会の最初の30分と、後の10分。それから小中学校での食べきりキャンペーン、児童向け啓発小冊子等の作成、大型の量販店さん、小売店さんと連携して、食品ロス削減イベントを実施する。それから家庭の余剰食品を持ち寄り、フードバンク等に寄附する、いわゆるフードドライブといわれるものの実施などがございます。先ほど町長からもお話がありましたが、大事なのは花火のように打ち上げて1回で終わって根付くものではなくて、食品ロスのお店だけじゃなくって、大きな1つ食品ロスがおきているのは、各家庭のいわゆる冷蔵庫、わが家にもありますが、そこで結構大きな食品ロスがおきている、それぞれ子供も含めて地域の方にこの食品ロスをもったいない、削減するというのを広報等で定期的に、いろんな形でお知らせをしていく、1回載せて終わりではなくて、いろんな取り組みをする、例えば30・10運動でならば自治体がお店に協力願って、テーブルに三角柱をたてて、作って配って、それをテーブルにたててくださいというような取り組みでありますとか、できることはいくつかございますので、ぜひ検討していただきたいと思います。「日本には資源を効率的に利用していく、『もったいない』というすばらしい価値観、文化がある。私もこの『もったいない』を広げていきたい」と、このことばを残したのはケニアの環境活動家であり、ノーベル平和賞受賞者である故ワンガリ・マータイ女史であります。考えると「もったいない」っていうことばが以前に比べてあんまり使われてないような感じもします。SDGsに掲げられるこの食品ロスの廃棄の半減、それから未利用食品の福祉的活用で、このもったいないを贈られた方の「ありがとう」に変える、そういう取り組みをぜひこれから、計画の策定とともに具体的な取り組みも含めて、取り組んでいただけることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩　　午前10時10分

再開 午前 10 時 20 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。

ただいまから通告にしたがいまして一般質問を行います。今回も多くの方々の声から疑問の声などが届いておりますので、こういった方々の声、また声なき声、などもまとめてお尋ねしてまいりたいと考えております。

先の 6 月議会の時、私が町長に町長がいつも冒頭に「ご質問いただきましてありがとうございます」と、こう言われるわけでありませけれども、「私はこうしたリップサービスのようなものは不要でありますので明解で、他に解釈の余地のない答弁をお願いします」と、こういうふうに申し上げたところではありますが、町長は「これは自分自身に対して謙虚でありたいし、また自分の考えを述べる機会をいただいたことに対しまして、感謝している」とのことでありました。私はそのお気持ちに対しましては心から敬意を表すところがあります。しかし私なりに議事録を検証してみますに、どうもすっきりしていません。やはり、はぐらかしもありますし、質問あってまともな答弁なしで、太鼓が鳴っているというふうには感じておりません。私は今年の 5 月 1 日発行の議会広報の編集後記でこれをまとめる際に、私は本会議の一般質問は執行部との筋書きのないまさに真剣勝負です。どうか傍聴においで下さい、というふうに書いておりました、できるだけ多くの方々に議会に興味を持っていただき、そして傍聴に来ていただきたいという願いを持ってこういうふうに書いたものでありますが、やはり質問に対してはぐらかしがあったり、かみ合わなかったり、以前にも申しましたが「議会ち、あんなもんかよ」と、こういうふうに言われることになりかねません。また今年の 3 月議会、これをまとめた議会広報の記事を発行したわけではありますが、この内容について高知新聞からクレームがつき、訂正の申し出があったということではありますが、私はこの話を聞いたのは 6 月議会の原稿をまとめる、この時に局長から初めて聞いたわけでありまして、この原因と言うのは今年の 3 月議会の時に、

加茂の産廃報道をめぐり私が、高知新聞の記事を見せながら町長に質問したのに対しまして、町長答弁があったわけであります。この答弁内容が翌日の高知新聞に掲載されたわけでありますが、町長は高知新聞の取材に対し、あれは高知新聞の記事を言ったのではないと、こういうふうに記載しておりましたので、私がまた6月議会でこのことを追及したところ、今度は町長は「西森議員は高知新聞の記事を元に質問したかもしれないが、私が答弁した内容はマスコミ全般として言ったこと」というこういうふうに記載されたわけであります。こういうことでは、議論がかみ合うはずがありません。このことは議会広報79号に掲載しているとおりであります。また町長がこういう答弁をするから、ここに出席をしている補助職員である各課長も、我々もあの程度の答弁でいいんだというふうに思っている節もあります。

今年の5月8日の高知新聞には、ご飯論法が紹介されておりました。これは流行語になったので皆さんご承知のとおりと思えますけれども、これは「朝ご飯を食べなかったのですか」と聞かれた時に、「パンは食べたけれどもご飯は食べていない」のでそれを隠して「朝ごはんは食べませんでした」と、こういうものであります。今、私が何をかいわんやでありますけれども、こうしたことでは先ほど来、申し上げてきましたように「議会ち、あんなもんかよ」と、こういって町民の関心などとても喚起できるはずがないと思うところがあります。住民が、「西森さんが本会議の一般質問は真剣勝負じゃき、聞きにきいやと、こういうきに行って見たところ、ボクシングの試合で言うたらクリンチばかりでひとつもおもしろうなかった」と、こういわれたしたらもうアウトと思うところでもありますけれども、町長はいかにお考えかご答弁をいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

ご質問いただいてありがとうございます。西森議員のご質問にお答えさせていただきます。できる限り私は、できる限りという表現はよくないですね。議員の皆様からのご質問には誠心誠意お答えをするという姿勢でこの場所で答弁をさせていただきます。

今、西森議員からボクシングに例えてクリンチというお話でありました。ぜひ、議会の皆さんがご賛同いただければ執行部に与えられていない反問権、こちらからご質問をさせていただくということを見せていただきましたら、クリンチだけでない答弁のやり取りが

できるのではないかなと考えて思います。私からはそのことをお願いをして答弁とさせていただきます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今のご答弁をお聞きしますと、町長は誠心誠意答弁している、こういうことであります。しかし、反問権がないので議論がかみあわない、これはちょっと筋が違うと思います。現行制度では北海道のあそこの議会にはじまり、いくつかはありますけれども、通告もしてありますし、きちんと今言いましたように解釈の余地のない答弁ぐらいはできるはずであります。

ここに平成 30 年 10 月 7 日の高知新聞に掲載されておりました全国の地方議会をテーマとした調査結果、こういうものがここにあるわけでありましたが、これは地方議会に関心 69%、活動に満足が過半数を超すと、こういった見出しで載っておるわけでありましてけれども。今申し上げましたように、地方議会に関心がある人が 69%を超えた、また議会活動に満足どちらかといえば満足とこういった方が 56%いると報じられておりました。私は日本もまだまだ捨てたもんじゃないと。これからは正念場じゃないかと思ったことでありました。

佐川町の場合、2 年前の議員選挙の投票率は過去最低の 63.37%、これはその前が 70.74%でしたのでこれを一気に 7.37%も最低を更新した、こういうことになっています。こうしたことへの対応としまして、今春の県議選から虎杖野と庄田の 2 カ所の投票所を復活させたわけでありましてけれども。この県議選の投票率が佐川町全体で 58.25%、7 月 10 日の参議選が 53.4%、このように投票率はずっと下がり続けているところであります。投票所数を増やすなどの小手先だけでは、投票率を上げるのは難しい状況になっているのではないかというふうに思います。このことにつきましては先ほど松浦議員から投票環境の改善とか充実、こういったことにつきまして質問が、されたとおりであろうかと思えます。ちなみにこの 2 つ増やした 2 つの投票所の投票率でありますけれども、虎杖野におきましては県議選、参議選とも町全体より投票率は低くなっております。庄田は参議選だけが、町全体より少し高いという結果が出ています。このようにどんどん下がっていく投票率、住民の関心を喚起できないのは先ほどから言っておりますが議会だけの責任ではない、執行部にも重大な責任の一端があると思うわけでありまして、町長の見

解はいかがなものか、また妙案があれば、ご提案かたがた、ご答弁を願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これは町執行部、町議会だけの問題ではなくて、町を挙げて住民全体の問題ではなかろうかと思えます。一人一人が、投票に行くということに対して自分事で考えていただいて、この一票の重みを感じていただく、そこがスタートではないだろうかと考えております。なかなか妙案というのは、ありません。時間をかけてそういう文化といいますか、風土、環境をつくっていくことが大切ではなかろうかと思えます。学校の教育の中でもいろいろな場面で子供たちにも投票をすると、一票を投じるということが大切なんだよということを、言い続ける大人が子供たちに言い続ける。いろいろな形で、伝え続けるということが大切ではないかと考えます。以上です。

3番（西森勝仁君）

町民の一人一人が自分事と思って町を挙げて、取り組む必要がある、妙案がないと、こういったような答弁であったかと思えますがそして、この投票率の向上、政治への参加とか、こういったことを大人が子供たちへ伝えていくことも非常に重要というご答弁であろうかと思えますが、まさにそれはその通りであります。

あと2年もすれば、町長も議員も任期満了であります。2年と言えば、すぐそこ、すぐ来ます。また投票率の最低を更新して新聞では町民の関心を喚起できず、こういうふうに報じられることがないように、今町長が言いましたけれども、これは議会と執行部だけのお話ではないよということではありますが、まず執行部と議会と一体となってそれこそ車の両輪の如くしっかりとその役目を果たしていかなければならないと思っているところでありますけれども、ご答弁をいただきましたけれども、その他に思いつくようなことがあれば、ぜひご答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどは大人から子供へというお話をさせていただきましたが、日頃から大人同士でも「投票行こうね」「投票行きましょう」ということを言い合う、言い合うと自分の意識の中にも投票って大事なんだなあということが思いとして残っているんじゃないかなというふうに思います。これは口に出して言

うとかですね、また西森議員のほうでも何か良いお考えがあらうかと思ひます。ぜひ議会と執行部と両輪となって投票率の向上に向けて取り組んでいければというふうに考えています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長はみんなあで投票に行きましょうと誘うこと、そして政治参加への重要性をPRしていくことが大事だということですが、まさにそのとおりであります。そして、今回の定例会でありますけれども、この一般質問には10人が登壇することになっております。活発な議論を展開をしまして、執行部もできんものはできんと、そして検討してもらえる場合には、できるだけいついつまでをめどに検討すると。

私は、無理なことをやれやれとこういうふうに言っているわけではありません。はっきり今言っていたことが大事だと思います。決して、先ほど言いましたように、ご飯論法こういったものは使わず、逆転満塁ホームランを打つような気持ちで積極果敢に一步踏み込んだ答弁をしていただきたい。活発な議論ができるようになれば、町民もこれはひょっとして自分らあの生活に関係がありやあせんろうかと、あるいはこれは役に立つんじゃないかというこういった関心を持ってくれるんじゃないかと思ひます。そうしたことから問題解決の糸口を見つけていかなければ、他に特効薬はないと思ひます。町民にそっぽを向かれたらもうそれこそおしまいと思うところであります。町長の見解うか決意というか、そのあたりを最後にちょっと一言、言っていたらありがたいと思ひます。本当に2年ぐらひはすぐ来ます。はやもう知事選がすぐあります。松浦議員の答弁の中にも色々私なりに感じるころはありましたけれども、一言。この問題は最後にしますのでよろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。佐川町の第5次総合計画を策定した時でもできるだけ多くの住民の皆さんにかかわっていただいて、町のことを考えていただきたい。またみんなで作る総合計画の中では25のアクションプログラムをお示しさせていただいておりますが、これも住民の皆さんから意見があがったものに関して意見をとりまとめを行って25にしています。この中から自分がやってみたい、おもしろそうだな、自分の好きなことだなと思へることに住民の皆さんが主体的にかかわっていただく、町のことにまちづくりのことにか

かわっていただく。そういうことの積み重ねが人ごとではないんだなど。行政がやってくれるだろう、誰かがやってくれるだろうではなくて、やっぱり町のことはみんな考えてみんなやらなければならないんだなというそういう意識が広がっていけばいいなと思って総合計画を策定しました。

焼却ゴミの集積場所に持っていくことも大変だというお話も一般質問でいただきました。そのことをただ行政がお金をかけてやるだけではなく、地域住民自治会ごとに何ができるか、どうすることができるか、そういうことを一緒になって考えていくこと。その中でやっぱり町のことって自分たちもしっかりかかわっていかないとはいけないんだねと。その積み重ねが、この町をしあわせにする第一歩になると思っていますし、その意識がどんどんどんどん積み重なっていくと、町長の選挙、町議会の選挙、町のかじ取りを決めるその両輪となる人たちを決める選挙がとても大切だよねと。みんな投票に行こうということになっていくんではないかと思います。一朝一夕にして結果を出すということは難しいことではないかと思っていますが、積み重ねていく中で住民の皆さんがひとつになってい町にしていこうと、幸せな町にしていこうという思いが一票につながっていくことになるんじゃないかなと思っています。私も自分自身がそうなるように日々の活動の中、行動の中にしっかりつけていきたいと思っています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長から答弁をいただきました。ごみの件につきましても、町のことはみんなですっかり考えて取り組んでいくことが大事、この積み重ねが大事というご答弁であります。幸せのまちづくりに向けて本日、あとから登壇します議員さんともしっかりとかみ合う議論をしていただきたいと思います。

次に、職員にまつわる問題ではありますが、これは以前からちょこちょこ聞こえて来てはありましたけれども、最近になって非常にトーンがあがってきておりました、私の所へも苦言と言うか苦情というかこういった電話がしょっちゅうかかってくるようになっております。以前、これは副町長にもお伝えした事でもありますけれども、町民同士の会話の中で町民が、言うに「コンビニやスーパーに佐川町と書いちゅう車がようとまっちゅうが、仕事中に何しゅうがやろう」「休みの日にもとまっちゅうがこれはどういたがやろう」こ

ういった会話がされていたようでありまして、この時に私の友達が俺が「そりゃあ役場の職員じゃないがじゃないかや。協力隊とか今は役場の職員じゃない人も公用車に乗りゆうき、見たこともない人も随分おるけど、こういう言うちょいたが」「協力隊の乗る車には協力隊と書いたマグネットのステッカーこういったものを貼るとかしてきちっとわかるようにしちゃらんと一生懸命やりゆう職員が間違われたらかわいそうじゃいか」と。こういうことでありましてので、私はこのことについて、すぐに副町長にお伝えしました。あれからだいぶ経ちますが、この対策についてはどうなっておられるのか後ほどご答弁を願いたいと思います。確か支援員の車は表示されているようにも思いますし、見かけたこともあるというふうに認識しています。

ここで公用車の話を少し出しましたので、これも住民からのいろいろ思われていることですが、ひとつお尋ねをしますが。今、公用車は何台あるのか。平成 28 年 6 月の議会の一般質問これは邑田議員さんの質問の時の答弁では、確か 69 台、こういうふうに答弁されていたと思いますが、どうなっているのか。ご答弁願いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。公用車ということで、町が保有している公用車全部ということでお答えさせていただきます。この中には消防車等も入りますので。合計から言いますと 121 台ということになります。内訳をちょっとご説明させていただきます。車種別の内訳ということでちょっと長くなりますけれどもちょっとご説明させていただきます。軽の 2 輪これはバイクなんですけれども、これも公用車として消防用のバイクということで 2 台保有しております。その他に、軽四の貨物こちらのほうが 54 台軽四の箱バンのタイプになります。軽四の乗用、箱バン以外になります乗用のほうが 12 台、その他に小型貨物としましてダンプカーになります。2 トン 3 トンのダンプカーを 7 台保有しております。その他に消防関係としまして、消防ポンプ車とか搬送車でありますとか、消防関係で 15 台保有しております。その他、特殊ということで、パトカーではありませんが、パトカーのような車を 1 台保有しております。

次に普通貨物としまして、これは給食センターの給食の運搬車になります。運搬車として 4 台。あと普通乗り合いとしてこれはバス

になります。学校等も含めて全てのバスが5台、あと普通乗用としましてこれはぐるぐるバスでありますとか、エステイマでありますとか、町長の公用車とかを含みます。それが7台、そして特殊自動車としまして、これは自伐型林業のほうで使用します林内作業車やバックフォア等これが14台、これはトータルしまして、現在公用車としまして121台ということになっております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

町民の方々が、疑問に思っているという内容はこの今、ご説明いただきました箱バンと乗用の軽の乗用車とダンプ、合計71台のことではなかろうかというふうに思いますが、町民の方々が声をそろえて言いますのに、「めったに私らは役場に行くことはない。しかしこの前にも行ってみたら、川のふちに公用車がずらり並んで停めである。どっさりあって乗りゆうようなふうもないが、ちったあ管理しゆうかよと、腐らしやあせんかよ」と、こういうようなイメージを持たれておるようであります。どんなふうにしゆうかよう聞いてよと、こういうことですのでお聞きするわけでありましたが、どういふふうの手入れをし、メンテをされているのかお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。公用車の管理についてはそれぞれの担当課、所管課のほうでそれぞれの公用車の管理を行っております。それぞれの課において、当然法定で定められております定期検査だとか、車検等受けておりますし、それと総務課のほうにおいては古くなった車等につきましては、リース車のリース切れに伴いまして、古くなった分につきましては廃車していくと、いふふうな形で管理しております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

それは当然の管理ですけれども、町民が疑問に思っているのは「ちったあ拭いたりしゆうかよ」と。こういうことでもありますので、その辺はどうなっていますかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず年に1回の年末には、清掃というか掃除はしています。それ以外の時の清掃につきましては、各所属課のほうで適宜行っておるのかとは思いますが、全てを把握しているわけ

ではありませんので、以上になります。

3 番（西森勝仁君）

今のお言葉では滅多にしゅうようではないわけですがけれども、公用車役場の車といえども町民の財産ですので、このあたりはあんまりそういった疑惑の目というかそういったものにさらされん程度に、しっかりとお願いをしておきたいと思います。

次に、話は戻りますけれども、この前、ある集まりがありまして役場のOBが私の所にやってきました、「最近ちよくちよく役場から手紙をもらうがああ文書は何ぞよと。起案がなっちょらん、あれで決済になりゆうちどうかしちゃあせんかよ」と。こういうことでした。この時に副町長もすぐそばにおりましたので耳が痛かったんじゃないかと。気を使ったことでありましたけれども。私も以前、手紙をもらった時に、「え、これが公文書かと。書いちゅうことはわかるけえいけんどうなんとも稚拙なものよ」と。こういうふうにしたことでありました。今はICTとかものすごく発達した時代になっておりますので、若い職員の方々はこういったものをいとも簡単に使いこなしていると思います。しかし、我々の時代というものはこういったものはありませんので、仕事をする上で起案文の書き方、あるいは自治六法こういったものは我々知識がない者としては、もう手放すことはできない必需品でありました。今はこんなものを、座右の銘とか近くに置く必要はない、それはパソコンで調べたらすぐに出てくる。しかしそれはその時だけで、終わっていくんじゃないかと。こういったノウハウが蓄積されていきゆうかどうかよく分からないわけですが。これを一発で覚えていく方々はいいいわけですがけれども。ひな形もないような状況だから役場のOBが言うようになっちょらんというふうになるんじゃないかというふうに思います。

まだまだ苦言は続きますが、他にも電話対応のマナーにしても、接遇にしてもかなり、批判があるのは事実であります。例を挙げたら、いとまがありませんし、個人が特定されると思いますので、ここでは申し上げません。しかしこれはみんながみんなこういった職員ということはもちろんありません、すばらしい職員さんもたくさんおります。しかしちょっとそういった方々がおいでになると、それなりのレッテルを貼られるということになります。私は、平成30年の3月議会でも、そして6月議会でも、職員の指導育成方針に

ついて質問をしております、その時の町長答弁はしっかりやる。まずはみずからを律しながら職員のみんなをしっかり指導していきたくと、こう思っていると。これは私だけではできないことではないので、幹部みんなですっきりと意識を持って人材育成に努めていくと、こういうふうに答弁をしていただいているところでもあります。また総務課長も平成 27 年に、佐川町人材育成基本方針計画ですかね、これをつくってやっていると。それとあわせて各種の研修会にも行かせ、各課内においても先輩の意見あるいはアドバイスをしっかりし、指導しているところという答弁を聞いて安心しておったところではありますが、私が思うに、新採研修などにはそれは当然行かせますけれども、その後のフォローとかはどうなってるのか。このことについて疑問に思うところでもあります。所属する係、あるいは課内での指導といいますか、指導育成方針これが機能しているのかどうか大変疑問に思っているところでもあります。それで成果があがっていないと、こういうふうに勘ぐるところではありますが、この辺りはどういうふうに評価する、あるいは認識しておられるか、どなたでも構いませんし、最高責任者である町長がしっかりやると言っておいでございましたから、そのあたりはどういうふうに認識しておられるのかご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。前も同じようなご質問をいただきまして、組織の中の人材育成は一朝一夕にはならないというお話もさせていただいたんじゃないかと思えます。急に私が町長になった 6 年間で、劇的に悪くなったということは決してないというふうに思っております。

職員から私が町長に就任してからもっと研修に行きたい、もっと勉強したいという声がありました。何でもっと自分が学びたいという研修に行かせてくれないんだろうという声もあり、提案型で研修をできるような体制、予算も組みました。

私が町長に就任して最初の半年間はかなり細かく書類を見まして、今は病院副管理者であります。当時課長だった渡辺課長の書類はかなり添削をして返したなあという、なつかしい思いもありますが、やれることを一生懸命積み重ねてやってきております。確実に職員全体のレベルは上がってきているだろうというふうに私は実感しております。職員の中から今まで仕事を通して部下を指導す

るマニュアルO J Tマニュアルも役場にはないですとか、基本的な人材育成の方針がしっかりと確立されていないという話もあって、それは順次取り組みを進めてきております。

また、昨年からは中澤副町長に就任をしていただいて、行政経験豊かな副町長の視点で厳しく書類等もチェックをしてもらっています。起案文書の書き方もチェックをもらっています。なかなか100点満点という結果をとるには、時間もかかります。100点満点をとるのは永遠にないかもしれません。人のやることですので、時々ミスはつきものかなあとと思います。ただ、町民の方からは多くのお褒めの言葉もいただいております。「職員は対応良くなったね」「電話の対応がすばらしかったよ」とかお褒めの言葉も多数いただいておりますので、そのことはお伝えさせていただいて、私の回答とさせていただきます。以上です。

3番（西森勝仁君）

今、町長の答弁では職員の育成はすぐに日の目は見ないと、いうことであろうかと思いますが、その内容によりましては目からうろこ、こういったことですぐに気が付く、あるいは効果が出るものも今たくさんあると思います。こうしたことにつきましては職員もそうですが、町長も、町長以下幹部職員もそうですが、そういった自覚の持ち方に違いが出てくりゃあせんかと思えます。町長の今の答弁によりますと、たくさん町民からよくなったよというような声を聞くということでもあります。その反対の声は町長の耳には届いていないようでもありますけれども、そんなことが耳に入っていないことになると前も言いましたけれども、あの有名なアンデルセンの童話のようになってしまうよということでもありますので、ちょっとアンテナをもっと高く張ってそういったことも、町長はまだたった6年目ですので、そのあたりもしっかりと耳に入ってくるようにそういった環境整備、条件整備もしてもらいたいと思えます。

そして近々近年のことでもありますけれども、職員数がずっと増え続けているということは町長も認めているところであります。町長の認識は役場の経営というものは、財政ありきで考えるものではないと、これからも必要なら職員は増やすし、お金が足らなくなったということであれば、全員の給料を下げるということを先の6月議会で言われております。その時には、私はそんなことは簡単にできるはずはない。職員いうたち、ローンもある人もあろうし、家族家

んな感じさえします。先ほども申しましたけれども、もちろんみんながこういうわけではありません。また、てきぱきと処理をしてくれるすばらしい臨時職員さんもたくさんいます。しかし、こういう優秀な臨時職員さんに頼り過ぎになっていやしないか。そうなりますと、今度は臨時さんに負荷がかかりすぎやしないか。こういうところでありますけれども。どういうふうにお考えか、どういうふうにご認識されているか、ご答弁願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

まず、私のところにお褒めの言葉だけではなくて、こういう対応はいけないんじゃないかという苦言も当然来ます。苦言もおっしゃっていただける方もいますので、そのことをまずは説明させていただきたいと思います。あと職員の給与を簡単に下げると、簡単に下げられるとは全然思っていない。先ほど、守備範囲が狭いので間に一人置くと、そういう話がありました。やはり職員には自分がしっかり責任ある仕事をやるんだという意識を持って、お金を予算を使う時には自分の財布から自分のお金を出してやっているんだという意識を持って、自分のお金だと思って予算を使うようにしてほしい。一人一人が自分の責任ある仕事をするということ。限られた予算を大事に使うということ。それが基本ですよということ。ずっと言い続けています。それができなくて、お金をどんどんどんどん使わなければいけなくなって予算がもし回らなくなったとしたら、それはみんな考えなければいけないよねと。もしかすると給料を下げるということを考えなければいけなくなるよね、という話をしました。

臨時職員さんの役割は大変大きな部分もあります。本当に短期で受け持ってもらっている仕事もあります。この形態は、私が町長に就任する前からずっと続いてきた大きな流れがあります。どのような考えで、西森議員が副町長の時に、臨時職員さんを採用されたのかということ。可能であれば教えていただければありがたいですが、私は、本当に必要な人を雇う、例えば制度の中で認められているもので、やはり仕事量として正職員だけでは賄えないということに関しては、採用するとか、しっかり吟味してやってほしいということは伝えてあります。詳細につきましては、総務課長並びに各担当課長から、説明してもらえれば良いかなと思っておりますが、しっかりと課長、課局長が管理をしていく。仕事量を把握したうえで

で本当に適切な人員配置がなされているのかどうなのか。限られた予算の中で執行できているかどうか、このことを各課局長が責任を持ってマネジメントするということが大事だと思っております。そのことが、繰り返し繰り返し言っておりますし、副町長のほうでも厳しい目でチェックもしております。その流れの中で少ない予算を適正な人員でしっかり運営できるような役場にしていきたいと思っております。ただただやみくもに人を増やしているわけではなくて、特に健康福祉課の仕事は圧倒的にボリュームが増えております。また図書館につきましては、指定管理に出していたものを、直営で運営しております。それぞれ様々な理由があってその時その時に適切な人材採用、育成をしているというふうに私は思っております。ぜひご理解をいただきたいと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今のご答弁によりますと、限られた予算であるので、職員一人一人が自分のこととしてやってもらいたいということを、言っているということでもあります。ちょっと前いつだったかは失念しましたが、私の知人が、役場の職員に対しまして、若い職員であつたらうと思いますが、「あんたらあ役場の魅力って何よ」とこういうふうに聞いたところ、間髪入れずに「だって役場の仕事ってみんなゆるーくやっているじゃないですか」こんな答えが返ってきたのでびっくりしたとのことでした。その職員にとりましては包み隠さず本音の部分と言ったのではないかというふうに私は思っております。

今もそうですが、私がこんなような質問をする度にいつも町長は「じゃあ西森さんが現職のころはどうだったのか」と言いますのでちょっと町長の逆質問に答えるということではありませんが、いつもいつもそういうふうに発言をされますので、ちょっとどうだったかということ私を私のほうから自主的に述べさせていただきたいと思っております。

この話につきましては町長から聞かれたら、こういった場所ではなく、町長室こういった所で話すのは以前からやぶさかではないと思っております。ちょっと一端を述べますと、私も含め先輩も含めてのことでもありますけれども、まずある町長はいろいろな問題がある職員に対して、「この仕事はできんのか、やらんのか、どっちか、やる気はあるのか」こういうふうになっておりました。そしてやる気さえあれば、そのうち勉強してできるようになる。組織も少数精

鋭にならあよと。こういうことでありました。こういうやり方がえいか悪いかは別でありますけれども、その職員はその後、課長まで昇進をしました。私の場合は、新採職員を採用した場合は、辞令交付式が済んだその足で町長室に全員を集めまして、「あなた方を今回採用したのはあなた方の生活の安定のためではない。少しでも町民の役に立つ職員になってほしい」こういったことを言って送り出しました。今の職員の中にもたくさんいると思います。そして公務員研修またスキルアップ研修、必要な研修これは当然であります。自治大学にも意欲を持って自治大学に行って勉強してきたい、こういって手を挙げてきた職員は全員行かせました。また自治大は長期になりますし、夜は意見交換の場、こういったことになるようですので、司牡丹を送ってくれと言われたら必ず、必要なだけ送り、後方支援をしました。また牧野公園の清掃、中本町の墓地公園こういった所の雑草なども合間を見つけて、段取りをしまして、職員を連れて行ってきちっと年に3回4回ぐらいはしていました。庁舎周辺も2、3回草枯らしを散布したり、庭木の剪定をしたりして、こういうふうにして整備をしておったわけであります。この議場の中にも私に連れられて清掃に、いやいやであろうかと思いますが、行かされた方もおります。また年末のトイレ掃除でも水で流すだけでなく、クリーナーをつけて拭きます。それでも落ちない時には歯磨き粉をつけてこすります。これは牧野公園なんかも同じですが、一人の担当職員を連れて行けば上等ですので、そういうふうに来てきたところであります。

るるこんなことを言っても手前味噌な話になりますが、「あんたが現職の頃はどうやったよ」ということですので、ご報告をさせていただきました。何しろこの佐川町の仕事であります。私が言いたいのは、職員も自分の飯の種くらの守備範囲はしっかり守れということをお願いしたいところでもあります。しっかり守っていただきたい。何しろこの佐川町民の命と財産を乗せたこの堀見丸のキャプテンは堀見町長です。職員はクルーであります。クルーが機能しなければ、堀見丸は転覆です。一番迷惑するのは善良な町民でありますので、しっかり指導育成言いますか、町長は四の五の言いますけれども、そういったことを念頭に置いて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。これはこの間もこんな質問があった、その前もあったじゃなくって、私はその都度していくつもりであります

し、私は一番最初の12月の質問の時にも、これからもこの問題はしっかり聞いていくよということを書いてあります。

そしてこれから佐川町の懸案であります。職員の人件費はどんどん膨張し、財政は弾力性を失い、硬直するおそれがあります。そうなりますと住民サービスなんか、これはもうままならなくなるのではないかと、危惧しています。佐川町には打ち出の小槌こういった便利なものはありません。町長はこの財政運営、人事管理も含めて今聞いてきましたが、町長の財政理論こういったものがあれば、お答え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。財政運営全般ということによろしいでしょうか。適正な人員配置につきましては、今後今、県のほうで定型業務を自動的に処理をするシステムの導入も研究もしております。早い自治体では筑波市なんかはRPAを導入していて、かなり効率化をはかっております。AIの時代になって、役場行政の仕事で定型業務、特に定型業務になると思いますが、コンピュータの仕事AIでの処理をしてという形がどんどんどんどん入ってくると思います。高知県下におきましては、高知県がしっかりと全県下で使えるようなシステムをつくりたいということで、検討に入ったという話を先日、聞きました。大きな時代の流れの変化もあります。その中でやはり、福祉の増進ですとか、健康の増進であるとか、人がかかわってやる仕事でかなりボリュームが増えているところもあります。今後も増えていくと思われるところもあります。そこはしっかりと見極めをしながら与えられた数少ない予算の中で、どのように経営をしていくのかという視点で時代の流れにあった変化をしなければならぬ経営というものが、今後、出てくるんだろうとっております。そこはしっかりと時代の流れを見ながら、佐川町として適切に判断をして経営していきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

時代の流れの中でしっかりと対応していくという、力強いご答弁をいただきましたので、それに違わぬよう、しっかりとお願いをいたします。そしてこの議会が終わるとすぐに来年度の予算編成作業に入るのではないかというふうに思われます。昨年この9月議会の時に町長に予算編成方針はどうするのかと、お伺いしましたら「まだ何も考えていない」ということでありましたけれども、結果

としては教育に力を入れた予算編成になったかと思います。また今年もその流れにあるのではないかと思っておりますが、町民の目には増え続ける職員数と無駄なお金の使い方をする、こういうふう映っているようでもあります。この少し前ですけれども全戸配布されましたぐるぐるバスの時間表も大半の人は不要と。あんなもんいらんと。こういうふうに言っております。こういったものが必要な人は、役場に取りに来てもらうなり、しょっちゅうバスに乗る人であろうと思いますので、バスに備え付けておいて、自由に取ってもらうと、こうしたことがいいんじゃないかと。あんなにたくさん印刷すると印刷費も大変じゃと思います。これはちょっとしっかり考えてもらいたいと思います。これは佐川町民はあんまりこういったことは言わんおとなしい人が多いわけですけれども、これはおそらくこういった話は随分漏れ聞こえてくると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

そして来年度の予算編成に向けてはスリムな行財政運営にかじを切ってもらいたい、こういう思いが強いところでございますけれども、町長から答弁がありましたらお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で、来年度の予算編成方針については、確定をしておりません。今、検討しておりますが、その中でスリムなという表現がありました。スリムな財政運営を行って、こうと適切なマネジメント経営をしっかりと行っていく。必要な人員と、予算にあわせてしっかりと住民の皆さんの福祉の向上、住民の皆さんの幸せの向上に寄与する予算組みをしたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

しっかりと考えていただきまして住民の負託に答えるようにしていただきたいと思っております。

次に、ちょっと飛びまして、3番目の安心安全なまちづくりについてお伺いしたいと思います。町長は平成29年の12月議会の答弁で、安全安心のまちづくりはまず足元から、という答弁をされておられますが、まさに足元にかかわる道路、町道青去2号線の舗装の件であります。この道路はふる一つ村から諏訪神社のほうに走っている町道であります。昔はこの町道に沿って水田に田に水を引く水路が通っておりまして、大変狭かったわけですが、これを

和田町政の時に、車社会に対応するためと地域に密着した事業ということで、この溝のふちにグレーチングなどで、ふたをして道を拡幅し、大変便利になっております。しかしあれから 20 数年が経ちまして、こうした工作物と道路基盤の弱い所に、でこぼこができたり、また鋭い波型ができたりで、タイヤが小さな自転車などは大変危険な状態になっています。この波型にはまれば、自転車こういったものはコントロールを失いまして、すぐ転倒します。この前、地元の人が言うには、「私は春には尾川のほうに山菜を取りに行くけど、尾川のほうは滅多に人が通らん道でも、きれいに舗装しちゅうにこの道はこればあ人が通りゆうに、佐川で一番悪い道、なんとかしてもらえんろうか」こういったお話であります。私も見てみる限り河川の管理道路のほうがもっときれいな所がたくさんあります。町道の管理責任は町長にあると思いますが、転倒などで、町民が大怪我をする前に、これをきれいに舗装していただきたいと願うところでもありますけれども、道路管理者として町長の答弁を、課長かな、お願いしたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。西森議員のご質問にお答えします。まず、町道の舗装の考え方を説明させていただきます。町道の舗装の修繕につきましては軽微な維持修繕を除いては起債を財源としました、公共施設等適正管理推進事業ということで計画的に実施をしております。舗装の修繕の全体計画にあたる個別施設計画というものを策定しまして、修繕工事を施工することとしております。この計画においては舗装管理の基本方針としまして、舗装の損傷状況の点検を行いまして、診断結果を踏まえ、道路の長寿命化をはかっていこうとするものでございます。尚、点検診断につきましては、国土交通省の定めました基準に基づいて、損傷レベル 1 から 3 の区分をしまして、路線の重要性、交通量を勘案しながら判定区分 2 と 3 のものを順次施工していきたいと考えていって今計画的に実施をしております。今、ご質問いただきました青去 2 号線の事業計画につきましてはご迷惑をかけておりますが、全体事業費を 1,500 万と見込んで令和 2 年度から着手して、令和 4 年度の完成を見込んでおります。

今、国道 33 号線の接続部から、ここが起点ですけれども、西佐川駅の北側の岩目地西佐川停車場線までの約 1 キロの区間を修繕を予

定をしております。対策工法としましては、住宅も隣接をしておりますので、舗装の全面の打ちかえを予定をしておりますので、農地に隣接するようなエリアについては、部分的にオーバーレイを計画しております。

なお、今ご指摘いただきましたとおり、緊急を要するような箇所につきましては個別に対応したいと考えておりますので、今後も町道の安全な通行確保に向けて、取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、担当課長からしっかりしたご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。そのとおり確かに財源のこともありますので、しっかり計画を立てて、その根拠となる診断結果に基づいて進めていく必要があるかと思っておりますので、今、お伺いしたように転倒して、大怪我をする前に可能な限り全線を早うにやっていただきたいと思っております。町長もあの道を迂回じゃなくって通ってもろうたら。車で通っても何にも感じませんので散歩がてら見てもらいたいので、よろしくをお願いします。

次にもう 1 つ安全安心対策についてお尋ねするところでありますが、これは結論から申し上げますと、町内全域でラジオ放送が聞こえるようにしてほしいと、こういう要望であります。この問題はどこをプッシュしたら町民の願いが叶うか見当もつきませんが、町長はこの前、朝ドラに牧野富太郎博士を取り上げてもらうために、越知の町長と一緒に東京のNHKに行ったと、こういうことが新聞で報道されておりましたので、NHKにはアポが取りやすいんじゃないかと、いうふうに私は思うところであります。こういう町民の願いの背景には、災害時に電気が消えたらどうしよう、テレビは見えんし、何ちゃあ情報源がない。使えるのは携帯ラジオじゃけどラジオは家では全く入らない、何とかならんろうかという心配事があります。確かに佐川の場合、街中の平野部などでは聞こえるかもわかりませんが、私の住んでいる伏尾団地におきましてもほとんど聞こえませんが、特に夜になると全くガーガーして聞こえない状態にあります。いざという時にはラジオが家にあっても聞こえなけりゃあ何ちゃあ役にたちません。歴史が証明し、一定周期で必ずやってくる南海トラフ地震も、もうそこに来ていると思っております。そして地球温暖化は益々進行しゲリラ豪雨も山がひとつ違えばそこは

えらい大違いで、大変な大雨、この間も長崎では 120 ミリを超えたというような信じられないような猛烈な雨が降っています。

今の時代は先ほども申し上げましたけれども、便利なスマホや ICT など、こういった文明の利器もありますけれども、こういったものは電源が喪失した時には何の役にも立ちません。その点、携帯ラジオは電池一本で聞けますし、本体価格も千円程度とそう高いものではありません。このように町内全域をラジオが聞こえるように、整備をしてほしいという町民の願いであります。町長はこの件につきましてはいかがお考えかご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせますが、多様な情報手段ということは必要であろうと思っています。時代に即した形の中で、住民の皆さんもいろいろ情報を取る手段を適宜変えていっているところもあります。その中で行政としてどのような対応をすべきかということも、全体的に考えて今取り組みをしていますのでご理解をいただければなと思っております。詳細は総務課長から説明させます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。町内のラジオの受信状況につきまして NHK と、高知放送の放送局に確認いたしました。その結果によりますと、それぞれの局とともに、佐川町内は全域が受信エリアとなっている回答でございました。ただ、地域によって聞きづらい場所もあるようでございますが、ラジオの場所をかえてみるなどの対応とか、場合によっては専用のアンテナを設置するなどすれば受信をすることが可能であるという回答でありました。また難聴地域の方にはスマートフォンやパソコンなどで今、テレビの CM 等でもやっておりますけれども、ラジオを聞くことのできるアプリケーションのラジオというのを、それぞれの放送局のほうで、進めているということでありました。これは停電時でもバッテリーにより一定の時間を利用することができるので有効であると、というようなお話でありました。これ以外に総務課のほうでラジオの対応につきまして特に考えているということは今現在はございません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、総務課長からスマホのアプリで対応ができるというようなことですが、これはバッテリーがなくなったらどうしようもな

いわけです。充電するにも電源喪失ということになれば、これは言わずともおわかりのことと思います。

これからますます高齢化社会が進行していきますし、自宅で余生を送る独居老人もますます増えてくると思います。こうした中であって、ラジオは災害対応だけでなく、ラジオをつけておけば、歌あり、ニュースあり、トークあり、また笑いありと何だか家の中が明るくなるような気がします。また安否確認などの時に、訪問した人も声をかけやすくなると、いうふうに思います。この間の新聞にもAM電波を切り替えるというような記事も新聞に載っておったし、しかしNHKは、そのまま現状維持を続けるということであります。私がこういったラジオ電波に詳しい人の話を聞きましたところ、佐川町全域をカバーする程度なら、周波数の違いにもよるけれども、簡単な中継アンテナを2つか3つつくれば十分じゃないかということでありますので、これは町長が最終的に決断をしてもらわないかんわけですけれども、加茂の産廃の振興策とかいろんな手法はあろうかと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。貴重な財源をどのように使うかということは全体を見渡して判断をしていかなければならないと思っております。現時点では、ラジオの中継となるアンテナをたてるということにつきましては、考えておりません。以上です。

3番（西森勝仁君）

これは、住民の要求課題ということではありますけれども、今、私が申し上げましたように、これはある意味行政の必要課題ではないかというふうに思いますので、そう簡単に今、考えていないということではなくて、ちょっと検討してもらいたいと思います。これは副町長にもお願いをしちよきたいと思います。答弁は今は要りません。答弁といえ、ステッカーの話はどうなりましたかね。答弁もろうてない、今思い出しましたが。

副町長（中澤一眞君）

失礼いたしました。いつのタイミングで答えをして良いものか迷っておりましたが。以前にお聞きしたステッカーを区分ができるように地域おこし協力隊にということでご提案をいただいております。地域おこし協力隊につきましても、これは運用上の違いはありますけれども、佐川町の職員でございます。でありますから、

勤務時間中、当然サービスの範囲内でやっているということでございますので、先ほどお話にもありましたように、職員がコンビニに車を停めてこれはさぼっているように見られるのが一般の職員にとって迷惑じゃないかというようなご発言であったと思えますけれども。必要があれば、例えば休日であっても、私も出かける途中でコンビニで食料、水を買って行くとか、あるいは昼食を手に入れるとか、そしてまた協力隊は現場の仕事が多いわけですから、その途中で立ち寄るといことはこれは大いにあると思えます。むしろ町民の方々に誤解をしていただかないようにという意味においては、役場の職員というのはこの庁舎の中だけで机に座って8時から5時まで座っているだけが職員の仕事ではないのだと、現場にも出かけることがあるということをぜひお知らせをしていきたいと思えますし、当然、現場に行くことがあってもサービス上の規律を徹底していく、そのことが必要であろうとそのように思っております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今のご答弁によると協力隊といえども役場の職員ということでありますけれども、根拠法令は違うと思えます。ですからいろんなことが起こっても地公法は適用されない。ですからきちっとしちよいちゃったほうがいいと思えます。これは見解の相違ということであれば、それまでですけれども。それならそれでまたちょっとお伺いの仕方もありますが、ちょっと検討していただきたいと思えます。

次に、ちょっと飛びまして道の駅の件であります。昨年の12月議会で私は多くの町民の意見として当時署名に賛成した方々の声も交えてもう道の駅はつくらんほうがえい、町長は早くこの構想から撤退を表明するべきじゃないかというふうにお聞きしたところ、町長は、まだやるともやめるともなんとも決めちゃあせんということでした。そしてこの前の6月定例会の中村議員の質問に対しましても生産者あるいは管理運営に携わる方々のこういった方々も含め、住民の熱意が上がってこなければゴーサインは出さないよと、こういう言い方をされていたと思うところではありますが。それがまだ、舌が乾かないうちにわずか2カ月足らずでそのような機運が高まったのか、この間の行政報告にもありまして、9月7日の高知新聞に霧生関に防災型の道の駅を整備すると、こういうふうには報じられました。この基本構想を策定するということは実質的ゴーサインな

のか、ゴーサインということであれば、これから先、基本設計、実施計画こういうふうに進んでいくというふうになると思いますが、町長これこそまさに腹をくくったということなのかどうなのか。基本構想はしたけど断念するよということがあるのかなのか。これはしっかりと腹をくくってご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。皆様のご意見を聞いて、行政として町執行部として道の駅を整備をしていくという方針を立てて前に進めていくということにしております。道の駅を整備するという決定をして、今基本構想もたてて基本構想をたてた上はしっかりと事業化を進めていくという考えです。以上です。

3 番（西森勝仁君）

しっかりと事業化を進めていくということですが、あそこに本当に建物が建てる状況なのか、あそこはもともと深い谷でありまして、下には谷が走っております。そこを工事用の残土であったり中学校の建設用地、佐中の建設用地の残土、あるいは国道 494 佐川須崎バイパスのあの残土とかいろんな残土が入ってああいう状況になっております。底は深い谷でありましたので、工作物そして立杭などもあります。あそこへ建物などを建てるアンカーを打つこれは大変なことだと思いますし、工作物もありますし、あそこに本当に建物が建てられる状況にあるという認識をしておるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。地盤のことをご心配されているんじゃないかと思いますが、今想定している建物は木造の平屋建ての建物でございます。基礎の工法を適切に考えれば、建物は十分問題なく建てられるというふうに考えられております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

平屋の建物やったら問題なく建てられるということでもあります。町長は私が地盤の心配をしているんじゃないかということですが、地盤の心配も当然しております。それにも増してあそこはいろいろ流れがあっておりますけれども、今、防災型と言いますか国のメニューがありまして、防災公園というメニューのもとにヘリポートもつくるというようなことで申請をして、おそらくあそこはサッカー場の土を入れたりする時に公園にするということで、国の

資金が入っておりますので、それがおそらく1億7千万ぐらい2億弱だったと思っておりますけれど、はっきり数字は記憶にありませんが、それをそういった目的公園とかいったものに使わない、ただの埋め立てとするだけじゃったらこの金額を返還せないかんということで、いろいろな計画をたてながらきておりました、榎並谷町長の最後の頃にあそこを公園と、ヘリポートを整備した公園ということで、不特定多数の人が出入りする、こういうことで国の了解を取り付けました。しかしあそこには、民間の火薬庫がありまして、これがネックになって、ちょっと進んでいなかったわけですが、そのあと東北の震災なんかもありまして、この防災公園こういうメニューが国にできまして、国の資金、補助金ではないですが、国の資金を返還しなくっても良いよということになったと思います。ここへ、今言いましたような道の駅ができるとなりましたら、不特定多数が出入りするこういったところにヘリポート、この運用ができない。国にあのお金を返さないかん事実が発生すると思います。ヘリポートの補助金これにつきましては、産廃がらみで県と話がつくとと思いますが、国とはつかんと思います。これはどういうふうにお考えかご答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。あその霧生関の今は防災施設になっておりますけれども、あちらのほうには辺地対策債と緊急防災の起債の2つがあたっております。補助金はあたってないです。辺地対策債につきましては、すでに償還がかなり進んでおりました、借り入れからすでに10年の償還という内容になっております。

辺地対策債につきましては令和3年度中に通常の償還が終了するということになりますので、おそらく道の駅がその後ぐらいにもし仮に建つとするとということであれば、通常の償還が終わった後ということになるかと思います。

一方、もう1つの緊急防災についてですけれども、こちらのほうにつきましては国ではなくて、地方公共団体金融機構というところから借りております。こちらのほうにつきましては、すでに道の駅はそこにやるというお話を総務課が聞いた段階におきまして、こちらの金融機構に問い合わせをいたしております。現段階で状況をそちらの担当者のほうに問い合わせしたところ、繰上償還の対象には該当しないという回答でございました。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、聞いた総務課長の説明の限りについては、そういうことになるようであります。それであれば問題はないわけではありますが、それは簡単にいかないと思いますので、ちょっと私なりに紐解いていきたいと思います。問題点を整理したいと思います。

次に、平成 27 年度に購入した四国電力の社宅の件であります。この社宅購入につきましては平成 27 年 3 月議会で町長は、この物件の購入する目的としまして、民間から移住促進住宅としまして、土地建物を購入し、改修工事を実施する。その費用として 1 億 3 千万を計上している。その内容は土地と社宅 11 棟を購入し、これを改修して全体の活性化に向けてやっていくと、こう説明して購入しておるわけではありますが、現在使われておるのは、この 11 棟のうちお試し住宅を含めて 6 棟であろうかと思えます。残りの 5 棟は今も何も使われずほったらかしであります。

この前、私がこのことについて、答弁した時にはこの裏に道の駅ができるようになっていたのでこの目的のために使うかもしれないと、これはおそらく進入道路ということであったろうと思えます。今、町長答弁があったようにもう道の駅ができる可能性はゼロ。これからこの 5 棟につきましてはどのようにされるのか、当初説明を議会にしたとおり、その当時の目的どおりに使うべきじゃないか。そしていつも見ておりますとあの 5 戸につきましては、いつも雨戸が閉まっていて、管理をされているようにない。この管理責任はどこにあるのか、お伺いします。管理しているのかも含めて。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。残りのことにつきましては、以前、町議会のほうから町営住宅住民向けの住宅として、改修した活用したほうが良いんじゃないかというご意見もいただきまして、半分 5 棟は改修せずに残しているという状況にあります。現時点で、町営住宅の募集をした時に、まだ埋まらずに、空きも出ている状況であります。町営住宅の現況も踏まえながら、改めて 5 棟の活用方法について、どのような形の住宅として使うかということにつきまして、議会の皆さんと協議をさせていただいて方向性を決めて、活用していきたいと考えております。管理につきましてはチーム佐川推進課の課長から答弁をさせます。以上です。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この四国電力から購入した住宅について今、未使用の5棟も含めましてチーム佐川推進課のほうで管理しております。鍵のほうも管理をしております、基本的に使っている6棟とあわせまして、草刈り等を行っております。雨戸はなかなか閉まっているということですが、定期的に職員が窓を開けてということが行き届いておりませんが、基本的にはチーム佐川のほうで管理をしています。以上です。

3番（西森勝仁君）

今、ご答弁をいただきましたが、時々戸を開けて管理もしゅう、草も刈りゅうということですが、滅多に空いちゅうがは見た時がない。そしてお試し住宅であります、これもこの前の台風が来る段に雨戸も閉めていないと、そのような管理の仕方でありますのでちょっとチェックもしてもらいたいと思います。そして今、町長の答弁にもありましたが、ああいったものが、当初の購入と違うということになっておれば、これは住民訴訟がおこったら、これはおそらく賠償責任を命ぜられると思いますので、そういうことのないように速やかに対応していただきたいと思います。

次に、広報等の配布体制につきましてですが、この問題につきましては、平成26年6月議会で邑田議員が町の広報を自治会長のところまでに配布してくるのに2人1組で持ってくる。郵便局や宅配便の業者であったら2人1組で来たら大赤字、倒産、役場の職員が2人で1組かというふうにただしておりますが、この時の町長答弁は2人で1人前かどうかはわからないけれども、担当課とよく話し合ってみるといふ答弁でありました。私も昨年の6月議会で同様の質問をし、広報配布業務は一般職の仕事ではない、もうそろそろ職員は本来の業務に専念さすべきでないかと、質問したところ、町長答弁は担当課で協議させ、庁議でどのようにしたらいいかを決めるといっておりましたが一向に進んでおりませんが、これはどういうふうになっているかお答え願います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。以前ご質問いただいた後、庁議でも話をさせていただきました。現在も職員のほうが配っておりますけれども、庁議で協議をして、あと課のほうでも協議させていただきましたが、基本的には今、一年間周期で課単位で決められた地域というのを自治会長宅へ各課1名から2名配っております。基本的には月末の2

日間で配布ということで積み込みを含めまして1回の配布に要する時間は概ね2時間程度ではないかと考えております。これは継続しておりますが、その理由としましては、月に1回職員が地域に足を運んで広報を届けるということにつきましては、職員が地域を知り、地域に目を向けるという意識付けとして根付いておるということから、このまま配布を継続しておるといことです。以上です。

3番（西森勝仁君）

この間、お聞きした時とひとつも変わらない内容のご答弁であります。その所要時間も5、6時間程度というご答弁がありました。今でも管理職員を含め2人1組で配布していると思いますが、今、課長の平均給料が39万8千円、1時間当たりの単価に直してみますと単純計算で時給が2,620円、課長補佐平均が36万5千円で時給が約2,400円、係長の給料が平均34万5千円で時給が2,270円と。こういう高い単価になっております。しかも2人1組で配っていくと、業務としてはただ持って行って置いて来るだけ。聞いてくるようなことはひとつもないと思います。こんな高い配送料なんてありえないと思います。ある自治会長はいつ持ってくるかわからるので、もう役場に取りにいくき置いちよいてとこういって取りにいきゆうということでもあります。

昔、この業務はシルバーなどに委託してずっとやってきておりましたけれども、ある政権の時に16、17億円の予算しか組めなくなるということで自分らあでやんな広報も配れん。自治会長に取りに来いというてもなかなか難しい、そういった背景がありまして、今、担当課長が言いましたような理屈をつけて持っていく。しかもこれは1人で持っていきよりましたよ。すいすいと。こんなようなことではあります。シルバーに頼んだほうがずっと安くて早い、なぜこんな簡単なことが四の五の言うことなくして決断できないのか。これは町長が簡単に決断すれば良いことですが、そのあたりは町長がどのように認識して、どうして決断できないのかお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えいたさせていただきます。庁議の場で協議をしまして、各課局長の意見としては現状のままがいいという意見でした。その意見を聞いたうえで私のほうで現状のまま続けようと決定しました。以上です。

議長（永田耕朗君）

西森議員持ち時間残り時間 1 分となっておりますので、簡潔にまとめてください。

3 番（西森勝仁君）

町長はいつも庁議のメンバーの意見を聞いたりしてやっているということではありますが、ちったあリーダーシップというものもとらんとこれは町長という資質はないんじゃないかと思えますので。これ以上時間がないようですので、今回はこれで終わりますけれども。これはさっさと決断をしてください。予算もこれから縮小せないかん時期にこれは人を増やすだけじゃなくて、今言うたように 5、6 時間 2 人で行ったら 1 時間が大体一組で 5 千円ぐらいかかるんじゃないかと。これは組み合わせによりますが。それだったら、1 日でたったちょこっと行くだけで、2 万 5 千円もかかる一組で。これはぜひ、検討いただきたい。これこそ無駄と思えますが、まあ時間がございませんので、今回通告した質問につきましてはこれで、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3 番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで食事のため 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

5 番議員の坂本です。今日はどうぞよろしく申し上げます。

1 問目、子育てしやすいまちづくりをということで、子育て環境についていろいろお伺いいたします。堀見町政になってから佐川町の子育て環境は改善されました。まだ十分とは言えませんが子育てしやすい町になってきました。今年 10 月からは国の施策で、3 歳以上児については保育料の無償化が計画されています。消費税増税は私は反対ですが、消費税増税で保育料無償化を実施すると言われていいます。10 月からどうなるかについて、町広報でも詳しく説明されていましたが、住民の方々はまだ十分理解されていません。そこで

新制度になると今までやってきた町独自の施策との関連について、詳しくお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず保育料についてお伺いします。3ないし5歳児については、無償化が言われていますが、0、1、2歳児の保育料は、住民税非課税家庭か、第3子以外は無償化されません。そこで0ないし2歳児について、保育料が発生するわけですが、佐川町では乳児の0ないし2歳児の保育料は、国の基準より安く設定されています。その0ないし2歳児の保育料は今の水準でやっていくつもりなのか、今後の計画を教えてくださいたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

坂本議員の御質問にお答えします。0歳から2歳児の保育料には、副食費が含まれております。国が示す保護者負担金額に変更がないため、令和元年度については今の水準で続けていきます。また多子世帯の保育料軽減制度にである、第3子無償化は今までどおり行っています。以上です。

5番(坂本玲子君)

今回の国の新制度により保育料の中に、給食材料費を含む物と、含まない場合があります。それで非常に混乱がおこるわけですが、わかりやすく、保育料は給食材料費を含まない意味で使いたいと思います。また第2子という場合は、同時入所の場合、同時入所でない場合は2番目、3番目と用語を使い分けたいと思いますので、回答もその方式でお願いします。佐川町では18歳までの子供を3人以上養育している家庭については、その3番目以降が保育所に入所している場合は、給食材料費、保育料が無料でした。その3番目の子供の保育料、給食材料費はどうなるか、まずお聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回国の改正で保育料の考え方が、3歳未満児と3歳以上児で大きく変わりました。0歳から2歳児までの産後認定の保育料には給食費が含まれ、3歳から5歳児までの2号認定には、保育料に含まれていた給食費を、除いていたものを給食費として無償化されます。保育料は無料となりますが、給食費は副食費として月額4,500円が必要となりますので、3番目の子供については0歳から2歳児までは無料となりますが、3歳から5歳児については保育料は無償となりますが、副食費4,500円が必要となります。

5番(坂本玲子君)

ということは、今まで払わなくてもよかった給食材料費は、3ないし5歳児では支払いの必要がある、すなわち今までの佐川の単独の子育てに優しい施策からは後退するという意味ですか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回の改正で3歳から5歳児の副食費を含まない保育料が無償化されたことで、世帯としての負担額は減少しますので、子育て施策は後退するとは思っていません。

5番(坂本玲子君)

それは一概に言えません。例えば2人の兄弟が既に小学生だった場合、今まで3番目は保育料、給食材料費とも支払う必要がありませんでした。今回支払いの義務が生じ、4,500円の出費増です。4番目、5番目の子供がいると更に増加します。そうではありませんか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。3番目の子供は3才以上の場合で、一定の所得のある世帯は、支払いが生じます。3番目、4番目も3歳以上であれば、2人分の支払いが生じます。5番目は同時入所の第3子となりますので、年齢に関係なく保育料を副食費とも無料になります。お子さんが3歳から5歳の間に3人いても2人の副食費を払うことになります。

5番(坂本玲子君)

もう1点、現在佐川町では同時入所の第2子は給食材料費保育料とも無料となっています。新制度で同時入所の第2子はどうかお答えください。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。0歳から2歳児までは今までと変更はありませんので、同時入所の第2子は保育料、副食費とも無料になります。3才から5才児までの同時入所の第2子、一定の所得のある世帯は保育料は無料、副食費として4,500円の実費徴収ということになります。

5番(坂本玲子君)

では確認のためにお聞きします。給食材料費、保育料の関係で、国や県の施策を除いて、10月から佐川町が実施する町単独施策は何になりますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。0歳から2歳児までの同時入所の第2子について、副食費を含んだ保育料の無料化があります。

5番(坂本玲子君)

何ともお粗末な施策になったと言わざるを得ません。町長、この給食費について会議の中で、意見を言う職員はいませんでしたか。

町長(堀見和道君)

御質問いただきまして、ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えいたします。会議の中でということで、庁議の中で給食材料費ということで、意見が出るということはありませんでした。以上です。

5番(坂本玲子君)

この給食材料費の徴収について、高知県下では徴収しない市町村と、徴収する市町村があると言われていますが、県内の状況はどうなっていますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。高知県幼保支援課に確認したところ、県内34市町村のうち、佐川を含んだ6市町が徴収をする考えというふうに聞いています。高知市、香南市、津野町、四万十市、越知町、大豊町、佐川町の6市町です。

5番(坂本玲子君)

たったの6市町しかないということで、佐川もその20いくつかの中に入っていたらいいと思うんですが、ところで10月から給食費を徴収する家庭、すなわち年収360万以上の世帯は、どれくらいあるのか、また園児数はどれくらいなのかお聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。9月1日現在の2号認定の児童で、実費徴収となるのは168人で、154世帯となっております。

5番(坂本玲子君)

ということは2人目を無料にすべき人数は約14人しかいないということになります。そういうことでよろしいでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

そのようになります。

5番(坂本玲子君)

それだとですね、今までの施策、3番目の子ずっと無料、同時入所の第2子無料を続けるためには、計算をしますと年間で約75万

円で実施をできるということになります。町はよく近隣町村と比較してと言いますが、日高でも仁淀川町でも、いの町でも土佐市でも給食材料費は徴収しません。町長が3番目の子供の保育料、給食材料費を無料にした施策、また同時入所の第2子の保育料と、給食材料費を無料にした施策、全ての子育て世帯が歓迎し、その英断をたたえました。「佐川町は良いね」と言う声も聞きました。ところが10月からは町単独施策は、0ないし2歳児の同時入所第2子の軽減のみになります。子育てしやすい町宣言をした佐川町ですが、これでは下位30いくつかの下から6番以内に入るようなかたちになって、むしろ子育てしにくい町宣言をしなければならなくなります。私は全員無料にと主張しているわけではありません。せめて今まで同時入所第2子の無料化していた部分について、3ないし5歳児でも続けるべきだと思うのです。また3番目の子供の保育料、給食材料費も無料を続けていただきたいのです。高知県下の状況も考え、町でもう一度検討していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。坂本議員のおっしゃることもよくわかりますが、国の制度がないなかで、町が単独で考えて一生懸命取り組んだ事業であります。その中で国が制度として新しく作り上げた以上はですね、その国の制度を勘案しながら個々の家庭の御負担は決して増えることのないような中で、町としてトータルどういう保育、これも料金のことに関わりますので、料金設定をすればいいかっていうことを全体で考えました。無料にすれば皆さん確かに家計が楽になりますので、大変喜ばれるかもしれませんが、無料にすること以外で、例えば佐川町はウッドスタート宣言をしてですね、子供が生まれた時に木のおもちゃをプレゼントするとか、それ以外の形で子育てしやすいまちづくりに対して、事業を推し進めていますので、トータルで佐川町が子供、子育てしやすい町になっているということで、御理解いただきたいとそのように考えております。以上です。

5番(坂本玲子君)

町長は予算の査定もしていますので、今までの保育料に当然、給食材料費が含まれていたことは御存じかと思います。その上で同時入所の第2子の保育料、給食材料費の無料化、3番目以降の子供の

保育料、給食材料費の無料化を決めたことと思います。しかもこの制度が新制度がなぜできたかという、消費税の増税です。消費税は子供が小さい時だけかかるものではなく、買い物をする限りずっと支払っていくのです。その総額は3年間保育料を無料化したくらいでは、当然足りません。ずっと払うので、例えば今2万1千円払っている、保育料を払っている御家庭で計算しますと、給食材料費を除くと1万6,500円で、それを3年間支払うと、約60万円の保育料になります。年間300万の買い物をすると、消費税は30万、保育料無償化は2年で国に吸収されます。そういう意味で町長の新制度の意味も分かりますけれども、やはり子育て世帯に優しい町を作るためには、他の市町村の状況も考えて、ぜひ再考をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。町全体の補助金の制度の中で、例えば地域に補助金を出す場合に、基本的に食料費はこの補助金で充てない、充当しないでくださいと、基本的に食べるということに関しての公費をどのように充てていくかと、いう考え方は大変難しい部分があります。今回国の新しい制度が始まる中で、町として全体を見渡して考えて、佐川町は給食材料費はいただくという決定をいたしました。当面はこの内容で佐川町の保育の料金設定については、行っていきたいと考えております。現時点で、再検討するということは考えておりません。以上です。

5番(坂本玲子君)

一度決めたものをですね、そこで「いや、撤回します」とはなかなか言えないことだと思いますが、本当に回りの状況も考えて、それから親たちの状況もぜひ見ていただいて、より良い形に子育てができる形を、つくっていただきたいと思います。

その給食材料費についてですが、保育の給食材料費については各保育所が徴収しなければいけないと、保育の係の方がおっしゃったと、保育現場では「また仕事が増えるねと、今でも大変なのに、本当に大変だわ」と、いうふうな声が聞こえています。確かに原則的にはそういうふうになってはいますが、本当にこれ以上仕事が増えるのはぜひ何とかしてほしいと、どういう対策が有効だと考えますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。保育士不足であるのは十分に認識していますが、

現在でも絵本代、写真代、遠足のバス代など保護者から集金していただいているものもあると思います。食材料については、直接保育所が給食やおやつを、購入する代金に充てるものであり、国の通知にもあるように、施設のほうで徴収をお願いしています。

5 番（坂本玲子君）

給食費の徴収に関して、国が出した資料があります。その資料では副食費の徴収を施設が行った場合、滞納者が出れば施設の運営に悪影響が出る、そういう事態に陥らないために、保育所の申し込み時点で希望の家庭では、児童手当てからの引き落としが可能である、というふうに書かれています。市町村が児童手当てから徴収し、当該費用にかかる債権を有するものに支払うことが可能だと、書かれているんですが、徴収する人数は 168 人です。収入により対象となる方が、いろいろ違ってくるかと思いますが、それほど上下はないと思います。その情報をもっているのも市町村です。最初に納めやすいシステムを作れば後は簡単です。保護者の方もわざわざ現金で支払うよりも手数が減ります。払い忘れもなくなり、子供に現金を持たせ、紛失する可能性もなくなります。ぜひ施設にとっても職員にとっても、また保護者にとってもよりスムーズに移行できるやり方で、やってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。国が示しました資料では、学校給食費と同様に保護者が希望すれば、児童手当てから徴収できるようになっております。ただし児童手当ては年に 3 回、4 カ月ごとのお支払いとなっております。また、児童手当てから引き去る場合は納期限が規定のものしか引くことができません。その間は保育所のほうに副食費が入らないこととなります。また町で児童手当ての支給手続きをし、保護者に支給している方は引き去りの手続きが可能ですが、公務員や広域の職員のように、職場から児童手当てを直接振り込んでいるものは、町が直接引き去ることはできませんので、現金で納めていただくこととなります。この件につきましては何カ所かの保育のほうで確認したところ、事務をされている方はですね、かえって副食費の管理が煩雑になり、大変になるということが予想されますので、施設のほうで同じような徴収を、お願いしてほしいというようなことでした。

5 番(坂本玲子君)

公立に関してはどうでしょうか。町が集めることに何の問題もないと思いますが、それに対してはいかがですか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。私立は施設で徴収していただくのに、公立のみだけ施設でなく町で徴収するというのは、取り扱いに差が生じます。国の通知により市町村が徴収するのではなく、施設が給食材料費として徴収することとなっていますので、町内7園、同じように徴収をお願いしてほしいと思っています。

5番(坂本玲子君)

私立ではですね、給食材料費を単独で銀行振り込みにした場合は、手数料が高くなる、合わせて振り込み銀行が限られるなど問題があると聞きました。しかし町が、公立の場合は町へ振り込む今のやり方ですので全然問題はないと思いますので、できるところからそういうことを、やっていったらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

ちょっと今制度が変わる中で、まずどうやってやっていくかは、まず7園が先ほど言ったように、同じ徴収方法をまずやった後で、いろんなことを考えて、できるであればということです。取りあえずは7園同じような徴収方法を、お願いしたいというふうには考えております。

5番(坂本玲子君)

少しの間施行の期間を設けて、それで非常に混乱するようなら、また考えていただけるんじゃないかなという感じでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

ところで、無償化の対象は病後児やファミサポも利用対象になると書かれています。現在ファミサポを利用している人は、夜間や送り迎えなどと聞いていますが、保育所を利用している方が同時に利用できるのでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回の無償化は教育、保育施設、認可保育所、新制度移行幼稚園、認定子ども園を利用している子どもの保育料を無料にすることは、目的となっています。また保育所等に入ることができず、認可外保育所や一時預かりやファミリー・サポート・センターを利用している子供についても、同じように利用料が無料にな

りますが、保育を利用している方が、病後児保育やファミリー・サポート・センターを利用することは、二重になりますので対象となりません。

5 番（坂本玲子君）

少し人数をお聞きしたいと思います。保育所、幼稚園に入所している子供の数、及び世帯数はどれくらいあるでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

9月1日現在で、これ保育だけだと確認まだようしてないんですが、414人で、314世帯というふうになっております。

5 番（坂本玲子君）

その中で年収360万円未満の御家庭、すなわち給食費を払わなくてもいいと国が考えている家庭は、だいたい何割くらいになりますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。今回の無償化は3歳から5歳児までが対象で、2号認定だけで言いますと、保育料の階層、副食費も無料となるA階層からDの2階層、それから母子の世帯については、Dの3、3の1階層までとなります。保育所入所のですね3歳から5歳の世帯全体で、236世帯ありまして、そのうち副食費を徴収する世帯は154世帯となりますので、徴収の必要のない家庭はですね、34.7%となります。

5 番（坂本玲子君）

ということはですね、65.3%の人が、副食費を給食材料費を支払わなくてもいいと、いう答えだったと認識しました。教育長、これが佐川町の現実です。佐川町の就学援助を受けている生徒の割合はどれくらいになっていますか。

教育委員会教育長（川井正一君）

お答えいたします。就学援助要保護、準要保護含めまして今年度で約14%程度になっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

佐川町の就学援助の要保護の人数、それが14%しかない、現実的に国が保育に、給食材料費を払わなくてもいいような家庭が60%あると、ということは就学援助を受けると給食材料費が無料になりますよね、そういう御家庭がどれくらいあるということではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。就学援助の制度は基本的に世帯で所得を計算すると、いうことがございまして、世帯の中で例えば、おじいさんおばあさんが働いておられる世帯もありますので、必ずしもその就学援助の世帯と、合致しない部分も出てくるんじゃないかというふうには思っております。

5番(坂本玲子君)

必ずしも合致しなくても、かなりの部分が合致するだろうということは想像できないでしょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

私どもその保育料の関係は、まだ詳しく十分承知してないんですが、ただ就学援助につきましては、坂本議員さんからも過去御指摘いただいて、年収この程度の方は対象になりますよということで、各家庭に周知文書が回しております。そういった中で結果として私ども14%になっておるということございまして、まだまだ周知が不足しているという点もあろうかと思いますが、今後できるだけ周知、制度の周知それには努めていって、おっしゃるような乖離ができるだけないようにとは努めてまいりたいというふうには考えております。以上です。

5番(坂本玲子君)

本当に大変な御家庭が就学援助を受けずに、頑張っているという実情があります。就学援助を受けるのは恥ずかしいことではありませんし、それをしっかりと保護者に伝えていただきたい、何度もこれは申しておりますが、しかしほとんど1回目の辺りから前進をしておりません。周知の仕方もちろんですが、やっぱり何か工夫ができればしないかと、そういう意味で考えてどうしたらより必要な所に必要なものが届くのか、というふうな努力をしていただきたいと思えます。国がやっと子育てに力を入れてきました。これは地方が子育ては大事だよという施策をさまざま推進した結果、やっと国が認めたということにもなります。また人口減少をできるだけ少なくするには、子供の出生が増えるような施策をとるしかありません。子供の医療費無料化は地方から発進されました。国はそれに今ペナルティを課しています。その施策もきっと間違いだったと気付くことと思えます。諸外国では子育てしやすい施策をすることで、出生率を伸ばしている国もあります。子育てしやすい国でなければ人口は

増えません。地方からの発信で今後も子育てがますますしやすくなるよう、施策を充実していただきたいと思います。これで1問目の質問を終了します。

次、健全な児童の成長、特に夏休み期間中のプールの開放について、お伺いします。佐川町では子育てしやすいまち宣言を行ってありますし、子供たちが健やかに育つことは、町民みんなの願いです。小さい時からいろんな経験をし、自ら発見をしたり工夫したりすることが成長した時に、生きる力を獲得できるのではないかと思います。今年8月23日、南国市の小学生が川に遊びに行っていて亡くなりました。子供たちだけで川へ遊びに行くのは、非常な危険を伴っていると感じたことでした。まず1つ目お伺いしたいのは、町民プールの子供の利用者数は、昨年度と比べてどのように変わっているのかお聞きします。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えさせていただきます。町民プールの夏休み期間の利用ということで、人数を申し上げます。まず7月は昨年度の453人に対して、本年度456人と3名増となっております。また8月は昨年度の439人に対して、本年度は550人と111人の増となっております。このように8月の利用者が増えたのは、やはり一部の学校でプールの開放がされなかったことが、1つの要因ではないかというふうに考えております。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

私もその人数をお聞きしまして、平均すると8月で1日に平均すると5人くらいなのかなあと、プール開放を中止した学校の生徒数から比べると、その人数はあまり多くないかなあとと思いながら、じゃあプールを開放中止した地域の子供たちは、どんなに夏休みを過ごしたんだろうと心配になりました。子供たちの夏休みの過ごし方を考える時に、学校のプール開放はとても大事なことだと思います。教育委員会は教育的価値についてどのように捉えているのでしょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。夏休み期間中のプール開放につきましては、教育課程の中には位置づけられておりませんが、水泳や水遊びが子供たちの心身の健全な成長に効果的であるとともに、子供の居場所づくりにもなることから教育的価値があるものと、考えております。

以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

夏休み中に保護者が子供と一緒に遊べる環境があるなら問題は
ありません。しかし親は仕事があり、なかなかそうはいきません。
では子供たちはどう過ごすのでしょうか。子供だけで川に行くのはプ
ールよりも更に危険が伴います。家にいて冷房をかけゲームをする、
手っ取り早く考えたら、それが1番安全かもしれません。でもそれ
でいいのでしょうか。そもそも夏休みの意義はどこにあるとお考えで
しょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。子供たちにとりまして、夏休みとは将来の自
立を目指して、家庭や地域社会の一因として、日々の生活を主体的
かつ計画的に過ごすとともに、学校の授業などでは経験することは
難しい、体験的な活動、よく言われますのがキャンプであったり、
野外活動、せっかくの機会ですのでボランティア活動にとございま
すが、こういったなかなか学校で経験することはできない、体験的
な活動のできる貴重な期間であるというふうに思っております。以
上です。

5 番(坂本玲子君)

佐川町では今年度、斗賀野小学校と黒岩小学校でプール開放を中
止を決めました。中止となった経緯はどうなっていますか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。まず斗賀野小学校は高知市の学校プールでの
事故や、近年猛暑があると、そういった猛暑の状況も踏まえ学校と
P T Aが協議した結果、事故があった場合の責任問題等の理由によ
り中止したと聞いております。また黒岩小学校は学校とP T Aが協
議し、プール監視員の責任を問わないという制約書が、全ての家庭
から提出された場合は、プール開放を実施するが、1つの家庭でも
提出がない場合は実施しないと、決めていましたところ2家庭から
提出がなかったため、開放中止したと聞いております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

P T Aが主体となっているこの事業は、もし何かがあった時には
その責任がP T Aになってしまい、そんな責任はおえないという、
P T A会長のその言葉、それは本当に納得できます。もし私がその
時P T A会長をしていて、責任をとれるかと聞かれれば、それは無

理だと私は言いたくなるんじゃないかなと思います。それでも黒岩小学校なども、なるべく子どもたちのためにプールを開放してやりたい、そういう親の願いはあったと聞いています。このプール開放中止に関して、委員会等はどのようにお考えでしょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。プール開放につきましては絶対に事故をおこさない、安全管理や衛生管理の確立が必須条件となりますので、各学校とPTAが協議した結果、本年度は開放実施できなかった2校がありますが、現時点ではプール開放の責任がPTAにあるという、この現実がある限りはそれぞれの結論は、尊重しなくてはならないというふうに考えております。以上です。

5番(坂本玲子君)

教育的見地から、あるいは子供のすこやかな成長を保証していく見地から、夏休みのプール開放を中止するのがいいのか、あるいは続けるのがいいのか、どう思うのかをお聞きしたいと思います。

教育委員会教育長(川井正一君)

学校プールの開放につきましては、先ほどお答えしましたように、子供の心身の健全な成長に効果的であることや、また子供の居場所づくりになることから、教育的価値があるものと考えておりますので、プール開放を行うことが望ましいと考えております。しかしながら、昨年高知市の学校プールで事故がありましたので、軽々には判断できない非常に難しい問題であると、いうふうに考えております。以上です。

5番(坂本玲子君)

もちろん人命は何より大切なものですし、守られなければなりません。しかし事故があったので即中止というのは、また違う問題だと思うのです。委員会が主体となってどうすれば安全にプール開放ができるか、検討していく必要があります。私もいろいろ調べてみました。例えば福祉では何かあった時には市が責任をとる、監視員の予算をとり市が研修をした監視員を派遣する。また保護者が監視するにあたっては、マニュアルを作り安全を確保するなど、さまざまな手立てが行われています。新聞報道によると、高知市では熱中症の発生など、安全管理面で不安が残るとして、市小学校長会が運営する各校PTAに自粛を求めたと聞いております。昨年事故があり、それから1年がたっていますが、その間適切な検討を行わずこ

の夏になって、そういう発表をしたと、市教育委員会は今からルールづくりを検討すると、いうふうに言うのはこれは1年遅いんじゃないかなと、私はその記事を見て思いました。ぜひですねPTAに学校施設を貸しているだけだから、PTAの責任だということではなくて、子供たちのすこやかな成長のために、どうするのが一番いいのかと、そういう原点に立ち返って考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

高知市の状況、御紹介いただきましたが、佐川町におきましてもこのプール開放の中止決定が直前になったものですから、私どもとして必要な検討が十分できなかった現実がございます。それで今後の子供たちの健やかな成長という観点でございますが、子供たちの健やかな成長のためには、学校プール含めた公共施設を開放し、活用することは効果があり、特に夏休み期間中はその重要性が増すと考えております。教育委員会としましては、これからも子供たちの健やかな成長のため、地域ぐるみ教育の視線を大切にしながら、子供たちの居場所づくりに全力で取り組んでいく必要があると考えております。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

県内の市町村のプールの開放状況、あるいは責任の所在はどうなっているかご存知でしょうか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。県内全ての市町村まではよう把握しておりませんが、この前高岡地区PTAの会がちょうどございまして、そういった会へ出た時にお聞きしますと、やはりPTA主催で学校プールを開放している、そういう自治体が多い状況でございます。ただし越知町は教育委員会が越知中学校プールについて、子供だけではなく、町民も含めた一般開放を実施しており、その監視業務は民間業者に委託して、実施しております。また、南国市はPTA主催で学校プールは開放していますが、そのアルバイトの監視員にかかるそういった経費は、市が負担していると、そういう状況でございます。責任ということになりますと、やはり主催者が責任ということになりますので、越知の場合でしたら越知の教育委員会、またその他の学校プールをPTA主催となりますと、PTAが責任ということになるかと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に今年は佐川町でプール開放を中止したっていうのは、夏ぐらいになってからだったと思うので、本当に検討できてないのは当然だと思います。けれどもその主催となるところが責任となると、なかなか P T A が全責任を負うっていうのは難しいことではないかなと、例えば、放課後児童クラブや子供教室は教育委員会主催で、その賠償責任も教育委員会が負っていると思います。それと同様に教育委員会主催とし、賠償責任も負うようにする。監視員も委員会の責任で研修を行い、少なくとも各校 1、2 名は派遣をする。もちろん P T A の協力も得て保護者も監視に参加すると、というような方法が考えられますが、その辺はいかがですか。

教育委員会教育長(川井正一君)

お答えいたします。本年度 2 校がプール開放断念したことを踏まえまして、来年度に向けて他の市町村の状況も参考にしながら、各学校や P T A とともに安全確保、衛生管理、監視体制などの確認と再構築などについて協議し、プール開放を可能とするための条件整備に取り組んでいきたいと考えており、議員御指摘の点も踏まえて検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

今年開放した佐川小学校にお聞きしましたところ、保護者 6 人、アルバイト 2 人体制で開放を実施したと、開放日は 12 日、利用者数は 871 人、1 日平均 73 人の利用があったそうです。これを町民プールと比較しましても、町民プールを大体日数で割ってみますと、8 月でも 20 人くらいですよ、23 人、25 人までです。その人数から比べますと、いかに小学校のプール利用が多いかということになります。このアルバイトは佐川高校生に頼んで、アルバイト料は P T A が負担で、実施をしていると聞きました。学校関係者にお聞きしましたら、何とか夏のプールの開放を続けたいという声でした。また保護者に聞いても続けてほしいという意見が多くありました。実は夏休み中も子供教室やナウマンとかやっていますが、中止した子供教室でプールを開放しなくなって、どんな工夫をしましたかとお聞きしましたところ、DVD を見せたとか、お昼寝時間の導入をしたなどという返答でございました。本当にそういう状況ですので、いかにプール開放が大切な事業であるかというのを私も実感したんですが、来年度に向けて教育委員会が主体となって、福祉などを

参考にしてPTAとじっくり話をし、できたら委員会主催として、町がしっかり責任をとれる体制をつくって、また安全を確保するマニュアルづくりを行う、町が監視員を派遣する方向でしっかり検討していただきたいと思います。以上で2問目の質問を終わります。

最後の質問ですが、会計年度任用職員についてお伺いいたします。いよいよ来年度から会計年度任用職員制度が始まります。この制度は地方公務員の臨時、非常勤職員が増加し現状において地方行政の重要な担い手となっていることから、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するために改正されたものです。給付に関しては職務給の原則、均衡の原則に基づき適正に支給すること、また勤務時間および休暇、健康診断、研修、社会保険および労働保険等についても適切に取り扱うこと求められています。

この2年間でその制度設計を検討してきたと思いますので、その任用、勤務条件等についての構想をお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。会計年度任用職員の整備につきましては、現在総務省から示されております会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル、こちらのほうに基づき準備を進めているところであります。その中で会計年度任用職員制度の設計にあたっての留意事項として、1、任用等、これは募集能力実証任用ということになります。2、服務および懲戒、3、勤務条件等、4、人事評価、5、再度の任用、6、人事行政の運営等の状況の公表、7、制度の周知についてという留意事項のほうが先示されております。なおこの示されております留意事項などの要件につきまして、制限を設けることは想定されていないと、されておりますため当町におきましても、このマニュアルどおりに整備のほう進めております。当町でも会計年度任用職員制度における休暇制度等の、適正化に向けた検討条項の調査項目におきまして、国の非常勤職員の制度と、異なる取り扱いをしているものについては、地方公務員法の均等の原則を踏まえ、国と同様の制度としていただきたい、国と異なる取り扱いをする場合は、合理的な説明ができなければならないが、単に従前から制度が設けているから、設けられているから職員団体との交渉の結果であるから、といった理由では合理的な説明とは言えないことに、留意いただきたいという指導、確認事項があ

りました。それを受けて是正するようにしております。

次に、給与決定の考え方について説明のほうさせていただきます。給与水準のイメージといたしまして、フルタイムの会計年度任用職員と、類似する職務に従事する常勤職員に属する、職務の給の初号給の給料月額を基礎とすると。

2つ目といたしまして、職務の内容や責任を考慮する。

3つ目といたしまして、職務遂行上必要となる必要となる知識、技術、および職務経験等の要素を考慮する。この3点がマニュアルから整理できております。例えばフルタイムの会計年度任用職員でその職種が事務職の補助員ということでありましたら、行政職の給料表の一級一号級の給料、これは月額が14万4,100円となりますけれども、これを初号級といたしまして、これに経験年数により号級を調整し決定すると、ということになります。また人事評価によりまして、客観的な能力の実証を行った上で、フルタイムの会計年度任用職員として、再度任用された場合につきましては、職員としての経験年数が、1年増えるごとに4号級ずつ上昇していくというふうになります。1級に相当する職務の中でも、より専門的な知識および技術等を必要とする職種のほうがございます。保育士でありますとか、栄養士、歯科衛生士等は学歴免許等考慮した上で、初号級を設定することとし保育士の例で言いますと、フルタイムの会計年度任用職員で1級9号級の給料、月額にいたしまして15万3千円となり、これに経験年数により号級を調整し決定すると、ということになります。

また、先ほどと同じように人事評価により客観的な能力を実施を行った上で、フルタイムの会計年度任用職員として再度任用された場合には、職員としての経験年数が1年増えるごとに、4号級ずつ上昇していくということになります。なお先ほどの説明で給料のほうは上昇いたしますけれども、どの職種においても上限はもうけることとしております。その上限につきましては、会計年度任用職員が相当する職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等に応じて選定されるものであります。これまで臨時、非常勤職員に対して支給してきた報酬額が、職務給の原則や均衡の原則に基づいて設定されていることを前提といたしますと、会計年度任用職員の給与水準については、現在の報酬水準と大きく変わらないものとなるよう、上限を設定することとなります。ただこの上

限につきましては、現在まだ検討しているところであります。

あと、すみません少し説明が長くなりますけど、期末手当等の話もありますので、具体的に給料がどのように変わっていくのかということ、フルタイムの保育士の場合のほうで、説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、保育士の初号級は1級9号級、月末が15万3千円、これに職務経験等により12号級を加算した場合、こちらは1級の21号級、17万100円ということになりまして、現在の保育士の日額単価8,400円で20日勤務した場合の16万8千円を超えると、ということになります。さらに6月と12月ともに1.3月、計2.6月の期末手当も支給されることということになります。ただ令和2年度につきましては、4月からの任用ということになりますので、6月1日の基準日の期末手当の在職期間別割合は、100分の30ということになりますので、令和2年度の6月分につきましては、0.39月というような状況になります。これらを緩和いたしまして令和2年度、来年度に支給される金額といたしましては、先ほど申しました17万100円これの12カ月分に、17万100円かける1.69月、期末手当の支給率をかけたもの、これの合計で232万8,669円となるということにしております。参考に翌年4月に引き続き再度任用された場合には、期末手当は満額の2.6月、全て支給されますので、その年度の支給額は先ほどより増額となりまして、248万3,460円ということになります。パートタイムのことにつきまして、ことらのほうもパートタイムの保育士の場合と、いうことで説明させていただきます。計算方法につきましては、フルタイム職員の基準の月額をほう定めまして、勤務時間、勤務日数に応じて算定するというようになっております。仮に先ほどの例に出しました、フルタイムの保育士の月額が17万100円、週31時間勤務の場合はこの計算でいきますと、13万6,080円を月額で支給するということになります。ただし1週間の勤務時間が変動する場合は、基準月額から日額、時間額を算出いたしまして、日額、時間額で支給するということになります。更に、フルタイムと同様、期末手当の支給もあります。令和2年度は1.69月、翌年4月に再度任用された場合には、期末手当2.6月が支給されるということになります。またこれはフルタイムの会計年度任用職員と同様に、人事評価により、客観的な能力の実証を行った上で、パートタイムの会計年度任用職員として、再度任用された場合には職員としての経験年

数が12月増えると、いうことになりますので、その勤務時間に応じて、1級1号から3号級ずつ上昇していくということになります。なおこちらのほうも同じように、給料のほうは上昇いたしますけれど、フルタイムの会計年度任用職員と同様に、どの職種においても上限を設けると、いうことにしております。今後各職種、いろんな職種がございます。今後各職種の初号級、および上限の給与決定をしていくということになりますけれど、この決定にあたりましては近隣市町村の情報を収集しつつ、専門的な知識および技術を要する、職務の性質に鑑み、複雑、困難および責任の程度により、定められた基準となる職務、こちらのほうを基準としそのものの職務に応じて、職務の級が決定されると、いうことは改めて明確にしたいというふうに考えております。そして、そのものの能力や、経験を踏まえて決定していきたいというふうに考えております。長くなりましたけど以上でございます。

5番(坂本玲子君)

丁寧な御説明をありがとうございました。

ところで現在町が雇用している臨時職員は、行政部門、教育委員会部門、全てで何人いるのでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。まず教育委員会のほうは全体で97名となっております。内訳を御説明させていただきますと、外国語指導助手が2名、嘱託職員が5名、特別職非常勤が5名、臨時職員が70名、妊婦等その他が15名という内容になっております。その他教育委員会以外になりますけど、そちらのほうは合計129名という人数になっております。内訳を御説明させていただきますと、非常勤職員が2名、集落支援員が9名、嘱託職員が6名、地域おこし協力隊が24名、特別職の非常勤が9名、臨時職員が38名、妊婦等その他が41名と合わせまして合計で226名ということになります。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

その全ての方がフルタイムの会計年度任用職員になるのでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。まず教育委員会についてでありますけど、教育委員会につきましては、7月1日現在ということで御説明させて

いただきます。教育委員会につきましては7月1日現在、その1週間辺りの勤務時間が常時勤務を要する、職を占める職員の1週間辺りの通常の勤務時間と同一であるもの、いわゆるフルタイムということになるかと思いますが、そのものが12名任用されております。現在精査中でありまして、7月末に実施したヒアリングの結果を踏まえまして、現在のところ10名をフルタイムの会計年度任用職員に移行するように考えております。なお教育委員会の管轄のほうにおきまして、任期が4月1日から翌3月31日までの1年で、基本的に常勤職員と同じ勤務をするものの、夏休み等で全く勤務しない期間がある職員、ヒアリングの時点では給食センターの調理員3名、学校用務員5名、支援員12名この計20名につきましては、任期中に常勤職員よりも短い勤務時間の期間があるため、パートタイムの会計年度任用職員として任用することとなります。その他教育委員会を除く部署につきましては、こちらも教育委員会と同じく7月1日現在ということになります。こちらのほうも現在26名任用されております。こちらのほうも7月末に実施したヒアリングの結果を踏まえまして、このうち11名をフルタイムの会計年度任用職員、13名をパートタイムの会計年度任用職員に移行するように考えております。残る2名につきましては事業の業務縮小などによりまして、職の必要性を十分に吟味した結果、会計年度任用職員の任用を見送ると、いうことにしております。なお先ほど言いました、教育委員会以外のフルタイムの、会計年度任用職員の職種につきましては、全て学歴免許等の資格や経験が必要となります、保育所の保育士ということになっております。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

教育委員会以外の部署で今までフルタイムだった人が、何人か減少して13名の方をパートタイム雇用とすると、ということでしたが、パートタイム職員を増やした理由は何でしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。まず総務省の会計年度任用職員制度の、導入等に向けた事務処理マニュアル、こちらのほうでは財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムの任用について、抑制をはかることは適正な任用、勤務条件の確保という法改正の趣旨に添わないと、いうことにはなっております。その一方、簡素で効率的な行政体制実現のため、組

織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても住民のニーズに応える、効果的、効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であり、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改善、業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することも求められております。このことを踏まえながら、臨時、非常勤の職の設定にあたっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に務めることが前提であると、認識した上で必要と判断された職に対して、適切な任用根拠のほうを設定しております。

このため職の設定にあたりましては、臨時、非常勤職員等の業務日誌のほうを提出していただきまして、それをもとに7月末に各課局のヒアリングを行いました。そして職の設定を行っておりまして、決して財政上の制約を理由として必要な移行の抑制をはかり、パートタイムの会計年度任用職員を増やしているのではないと、いうことを御理解いただければというふうに考えております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

経費削減を目的とした、パートタイム化ではないと、そういうお答えしか返ってこないかなあと感じておりました。これについては何度お聞きしても多分そういうお答えだと思いますので、これ以上は討論はしません。本当は退職手当を出すことで経費が大幅に増えるのを抑制するためではないかなと、私は推測します。それは法の趣旨に反しているということを指摘しておきたいと思います。もちろん担当の職員の方々も町財政を考えて、苦渋の決断をしたことと思いますが、しかし、1番大切なのはそこで働く人たちです。働く者を大切にしない職場に未来はありません。正規職員の方でさえも、職場のあまりの過酷さに転職を考えている人がいると聞いています。そういう職場環境全般に関してもこれから改善をしていただきたいと思います。

ところで、今働いている臨時職員の方の平均勤務年数はどれくらいになっていますか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。平均勤務年数につきましては、これは7月に行いましたヒアリング資料といたしまして、今年の7月1日現在に

任用されている、臨時、非常勤職員等から聞き取った結果ということで、お答えさせていただきますと、約5年5カ月ということになっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

なぜこういうことを聞いているのかといたしますと、退職金について市町村事務組合に加入すると、掛け金が高い状況にあるとともに、短期間では掛け金に対して支給額が大幅に少ないというふうに聞いています。会計年度任用職員制度に移った時、退職金について市町村事務組合に加入した場合、働く人にとっても町にとっても不利益となる可能性が多いのではないかと思います。せっかく掛け金をかけても、正当な額を受け取れないということになっては、いかななものかなあと思います。例えば町単独で積み立てるなどの工夫が必要でないかと思いますが、大体何年以上の勤務で掛け金に見合う受取額になるのか、町単独で退職金積み立て等工夫することについて、どう思うのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。会計年度任用職員につきましては、まだ制度が施行される前ということであって、正確に計算のほうがしづらいということもございますので、任期の定めのない常勤職員、正規職員の退職手当の負担金は、1000分の190と同様でありますので、任期の定めのない常勤職員を例として、説明のほうをさせていただきます。仮の計算になります。仮に高校卒業いたしまして18歳で採用されて、平均的な昇級をしていくと、そして60歳の定年を課長職で迎える場合と、いう想定でお答えをさせていただきます。この場合退職手当の負担金は、一般の負担金といたしまして、約2,900万ということになります。さらにこれとは別に特別負担金として負担することになりますけれど、これは各年度の高知県市町村総合事務組合構成市町村の、退職者の役職等により増減はいたしますが、佐川町での平成30年度の実績では1人当たり130万円から196万円ということになっております。この負担金の内訳につきましては、一般の負担金は退職手当の財源と、先ほど申しました高知県市町村総合事務組合の、事務費となっております。特別負担金は全て、退職手当の財源ということになっております。以上のことから退職手当の負担金といたしまして、3千万円を超える負担をし、現在の退職手当の支給率の最高限度、47.709月を支給されたといたしましても、

退職金の支給額は2千万に満たないということになっております。このことから御質問の回答といたしましては、今回御説明しましたこの内容からは、退職手当負担金に見合う受取額になることはないというようなお答えになります。

次に町独自での退職金の積み立て等の御質問があったと思えますけれど、こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員制度施行後の県下の状況でありますとか、先ほど申しました高知県市町村総合事務組合、こちらの方針等も踏まえながら、町独自で事務処理をすることのメリットでありますとか、デメリットにつきましてはちょっと時間をいただきまして、研究をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

掛け金に見合う退職金が受け取れないと、その状況はびっくりしました。例えば銀行に3千万円を貯金して、返ってくるのは2千万円だとすると、世の主婦ならみんなタンス預金をします。その制度には、話が別のところに行って恐縮ですが、例えば正職でもその制度に加入しなければならないのでしょうか。その制度に加入をしていて、町にとってとか、その人にとって利益は何かあるのでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。この制度と申しますか、先ほども申しましたように高知県市町村総合事務組合という中で、この退職金の負担金のほうをお支払いしておると、ということになっております。現在こちらのほうに加入していない団体というのは実際ございます。大きい市とかにつきましては、こちらのほうに入っておりませんので、市独自で退職金のほうを、出されておるのではなかろうかというふうに考えております。そういうことから加入しなければならないということではございません。

あとこちらのほうの組合に入ることについて、利益、町であるとか、本人へのということではあったと思えますけど、利益ということではないかもしれませんが、考えられるとすれば加入した場合、毎年そちらの事務組合のほうへ決まった額の負担金、決まった額ではないですけど、負担金をお支払いしていくと、ただし退職金自体はそちらの組合のほうがお支払いしてくれますので、町といたしましては毎年負担金を支出するというところで、支出の平準化が

図れるのではなかろうかと、いうふうに考えております。また実際上退職手当のそのことに関しましては、先ほどの事務組合が全て処理をいたしますので、町で独自に退職金を支払う場合に比べまして、退職手当に関する業務、こちらの業務のほうが軽減されるということになるかと思えます。個人についての利益ということにつきましては、ちょっとずっと佐川町の場合は組合のほうに入っておりますので、入らなかった場合が個人に対してどうなるかと、いうことについては、大変申しわけございませんけど、今日のところはお答えができません。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

話が変わるほうになりましたが、今のお答えを聞いていますと、正職員でも 1 人当たり約 1 千万円掛け金が無駄になっています。佐川町ですと町職員は 100 人以上いますから、100 人では 10 億円ですかね、40 年で割ると 1 年当たり 2,500 万の経費がかかっていることになります。退職金関係だけでですね、それくらい支払うやったら町で 1 人専任を雇ったほうがずっと安くいくんじゃないかと、私は単純に考えるとそういうふうに思いますが、ぜひですねそういう中身の検討もこれからしていただいて、せっかくかけた掛け金が無駄にならんように、していただきたいと思えます。

次に佐川町が委託している、あったかふれあい事業等における賃金についてお伺いします。佐川町 4 地区にあったかふれあいセンターができて住民はとても喜んでいます。また町にとっても防災上も大きな役割を担ってくれると期待できます。町としてはこの事業に対してどのような位置づけをし、どのように感じているのかまずお伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。あったかふれあいセンター事業の位置づけについては、佐川町地域福祉計画の中で地域福祉の拠点として、子供から高齢者、障害を問わず誰もが利用できる、小規模多機能型拠点施設の機能を有する場として、位置づけしています。また第 5 次佐川町総合計画の施策 29、セカンドライフ充実のための生きがいくりの支援と、施策 38、支え合い、助け合いネットワーク推進の中で、あったかふれあいセンターの活用を位置づけしております。あったかふれあいセンターは平成 30 年度から 4 カ所の開所、また来年度は佐川地区の開所も予定していますので、地域福祉の拠点として成果を

上げております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

本当に重要な施策で、成果は大きいと思いますが、ところがですねそのあったかの職員のスタッフのほうです。前はコーディネーターについてでしたが、スタッフの賃金は現在、町事務補助臨時職員と同じ 6,700 円で計算されているため、低く押さえられています。今までは町臨時職員とのバランスを考えてという理由で、その賃金になったと思います。県下で比較すると、下から何番目かになる低い賃金です。若い良い人材に長く務めていただきたいと思うのは、どの地域でも同じです。より良いスタッフ確保のためには、労働条件が良いことは必須です。「今の条件のままではいつ辞めてしますか不安だ」という声も聞きました。今年度からコーディネーターの賃金は、年数により約 1 万まで上げるということが実施されました。しかしスタッフに関しては変わっていません。課長は以前の議会でスタッフの賃金に関しては、会計年度任用職員について検討する中で、スタッフについて考えるというふうな発言があったかと思いますが、今もそのようなお考えでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。平成 30 年 12 月議会の森議員の質問に対して、「あったかふれあいセンターのスタッフにつきましては、役場の臨時職員の賃金を基本としていますので、その当時ですが平成 32 年度からは実施されます、会計年度任用職員制度と合わせて、見直しを行うようにしています」というふうに発言しています。

5 番(坂本玲子君)

県の補助金要項では、コーディネーターの賃金については年額 580 万円を限度、スタッフの賃金は 310 万円を限度としています。今町がスタッフの賃金等として支出しているのは、年 200 万円弱です。手取りは 10 万円を切りとても若い職員が働き続けることができる賃金ではありません。それについてはどんなに思いますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。賃金の額だけをもってはですね判断はできないというふうに思っております。

5 番(坂本玲子君)

賃金だけではだめでしょうが、賃金はとても大事な要素であると思います。以前森議員からあったか職員の賃金が県下のあった

か職員と比べ、低いことを指摘されていきました。低いということは分かっていると思いますが、その佐川町が極端に低いっていうのは、どのような理由があるからでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。委託事業所によってですね低い、高いっていうのは、日給制や月給制、また正職員、臨時職員など給与体系が異なるために単純に比較ができませんが、例えば社協が受託している場合と、社協以外が受託している場合で比較するとですね、社協のほうが高くなっております。また高い、低いということと言いますと、受託業者ごとの人件費について、社会保険料等を除いた実際の賃金、そういった賃金の調査がされていないためにですね、実際は比較が難しいというところになっております。

5番（坂本玲子君）

今回ですね会計年度任用職員制度の中の、事務職フルタイムの賃金は、1-1からの月額で、14万4,100円となる予定です。またその年度によって継続雇用の場合は、それから上がるということです。その他にボーナス、社会保険料、退職金の負担がありおおよそで計算しますと、年額の町負担は274万程度になります。その場合はもちろん、ボーナス、社会保険料、退職金を含んでいますので、この退職金を市町村の計算でしますと、退職金が0.19ですので、高いですが、その他の退職手当組合、例えば中退共の制度で計算すると、274万が248万くらいになるんじゃないかなと、だいたい250万くらい、この額になっても県の限度額以下です。町はバランスを考えてということで、臨時事務職と同等に減額しました。会計年度任用職員制度が導入されます。もちろん会計年度任用職員制度は公務員の制度です。しかし今までの経緯を考えると、当然あったかのスタッフも同等に計算すべきだと思います。あったかのスタッフは現在1日6,700円となっています。来年度からコーディネーター、スタッフの賃金、報酬等についても会計年度任用職員並みに、月給制にしてボーナス支給、各種手当て、退職手当金相当額を計算し委託料を計算していくようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。スタッフの賃金につきましては、役場の臨時賃金を基本としていしましたが、来年度から会計年度任用職員制度となりますので見直しをすることになります。今まで臨時職員の賃金をよ

りどころとしていましたが、来年度からは会計年度任用職員制度が開始され、賃金体系も変わります。賃金のよりどころが変更になるということになりますので、この機会にですね県内の状況等も勘案しながら、見直しを進めてまいります。以上です。

5 番(坂本玲子君)

スタッフの方々の声も聞きました。月によって収入が違うってことで、すごい不安定だとか、せめて退職金があったらいいのになってというふうな声がありました。ぜひ佐川で会計年度任用職員が町で実施されます、それに見合うようにあったかのスタッフ、コーディネーター等についても十分考慮した賃金を予算計上していただきたいなど、いうふうに思います。

私は議員になって、もうすぐ6年になります。議員になってみてその大事さに気付きました。町民の声を届けることができる、町の施策をより良くできる、それが議員だと思ったからです。町長も一生懸命頑張っていると思いました。しかし、ここはちょっとどうかなというふうに思うところもありました。そういう中で質問する中でそういう理解をお互いに深めていくと、いうことで努力をしてきましたし、一緒により良い佐川町をつくりたいと、願ってきました。町長の言う町民が幸せに思えるまちをつくっていきたいという考えに私も同調していました。ところが最近いろいろ聞きますと、町職員の方が「非常に疲弊をしている、へとへとだ」いうふうなことを聞きます。新しい提案をしても否定されることが続けば、やる気をなくします。バトルをするには相当な体力、気力が必要です。よっぽどの思いがない人にはできません。簡単にやろうと思う人は、「はい、はい」と言っていれば楽に生きていけます。でもそれではだめかなと思います。町長や副町長に自分の意見を主張する人や提案をする人がいましたら、その人をぜひ大切にして、より良い佐川町をつくっていく、一緒につくっていくそういう労働環境をつくっていくことに、これからも頑張っていたきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(永田耕朗君)

以上で、5番坂本玲子君の一般質問を終わります。

15分間休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後 2 時 57 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員、橋元陽一でございます。通告にしたがいまして質問に入りたいと思います。

まず最初に、町営住宅入居規則の改定等について質問してまいります。これまで、佐川町町営住宅管理条例では、入居条件として、町が入居希望者に対して保証人 2 人の連署の請書の提出を義務付けてまいりました。昨年 10 月、町内在住のひとり親家庭の方から、選考委員会では入居を許可されたけれども、保証人 2 人の連署の請書を提出することができず、結果として辞退する事態となったことで、相談を受けました。その際、担当者や課長にも随分親身になって相談を受けていただきました。その方は感謝をされていました。しかし、現条例のもとでは、免除の対象として認定することが難しいとのことでした。

そこで昨年 12 月議会で、この保証人連署の請書提出について一般質問で取り上げ、課長から、改善に向けて検討するとの答弁をいただき、この度、この 9 月定例議会で改定議案が提出されました。議案審議では内容を十分確認しにくいので、一般質問の中で取り上げていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最初に今年 9 月議会で、保証人を 2 人から 1 人にする条例 13 条 1 項の改定案が提出されました。これまでの 2 人から 1 人に改定した理由について、そして改めて、保証人を必要とする理由と法的な根拠について説明をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。保証人を 2 人から 1 人に改定した理由と保証人を必要とする理由根拠ということで、ご説明をさせていただきます。連帯保証人のこの人数につきましては、真に住宅に困窮する低所得者に対して、的確に公営住宅を提供できるよう、連帯保証人の確保が困難な入居希望者について、円滑な入居がはかれるように配慮をいう要請を含んだ国からの通知、それから昨年 12 月の定例会の橋元議員からの一般質問等を受けて検討してまいりま

した。その結果、連帯保証人の人数は現行の2名から1名という結果になったということになっております。これで入居要件を緩和するということになっております。

あと、連帯保証人を引き続き求めるという理由につきましては、こちらのほうとしましては、未納者への対応としまして住宅の使用料の未納が3カ月に及びますと、入居者本人に加えまして連帯保証人の方にも納付の催告を行うということにしております。この納付の催告につきましては、連帯保証人への催告を嫌い、納付につながる入居者の方もやはり一定数ございます。こうした公営住宅管理の実情を踏まえますと、連帯保証人の存在がある種、未納への抑止となり、このことが新たな未納の発生防止や、納付意欲の維持に効果があると判断した次第でございます。また入居者の方がお亡くなりになった場合の残地物の処理、そして退去に伴う修繕対応などの各課題を含めまして、総合的に検討しました結果、1名につきましては引き続き連帯保証人を求めるということになりました。以上でございます。

あと、法的な根拠というのは特にはございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

最後に触れていただきましたけれども、公営住宅法には保証人には触れていないことが改めて明確になったことだと思います。そして保証人を求める行政側の対応の課題からどうしても現時点では保証人をつけなければ、あとの対応が難しいという課題があります。そこでこの9月議会に2件の町営住宅の家賃の未納による債権放棄が提案されております。滞納期間が5年から9年の長期に及んでいるかと思っております。それぞれ家賃を払えない理由があって滞納が続いた案件だと捉えております。こうした場合、保証人に対しまして、どのような対応をされてきたか説明を願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。納付期限までに納付されない方への対応といたしましては、納付期限の経過後20日以内にこちらのほうは本人への督促状等を発送させていただいております。そして2カ月分、納付がない方には催告書を発送いたします。引き続き納付されない場合、この場合連帯保証人の方にも催告する旨の通知をしております。それでもなお、納付されない方につきましては本人に再度催告するとともに、連帯保証人の方にも催告するというようにしております。

ます。なお、この間におきましては収納管理室と連携しまして、個々の方の状況に応じまして、電話による催告や、戸別訪問なども行い、未納額が累積し、納付が困難となる前に対応するようにいたしております。

ご質問にありました今議会におけます債権放棄ということでありませけれども、過去において連帯保証人にどのような対応をしてきたかということでありませけれども、過去におきましては未納者本人への対応が、主となっておったと。いうことで連帯保証人への催告等が必ずしも十分でなかったという面がございました。しかし平成 18 年からは本人に加えまして、連帯保証人に対しましても催告や、訴訟を含む公的措置に取り組んできたというような状況ではあります。また平成 21 年から現在まで、これも当時の滞納整理課、現在の収納管理室と連携しまして、高額未納者を初めとする困難事案に取り組んできておるという状況であります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

滞納が発生した場合は入居者本人の生活状況を含め、また連帯保証人になった方への対応も行政としても大変な任務が加わっているということはよくわかります。こうした滞納の背景に入居者の病気などによる生活困窮の事態も想定をしますけれども、滞納が発生しこのように長期に及ぶ中では、他の部局との連携というのは極めて重要ではないかなと考えます。こうした長期に及んだ場合には、今、収納管理課との話もありましたけれども、他の部局間での対応があったのかなかったのか説明をいただきたいと思ひます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほどの答弁の中にもありましたように一番密接な関係をする課というのは現在の収納管理室ということになるろうと思ひます。またあとはその方の状況によりまして、関係する課、局と連携を取るということもあろうと思ひます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

国の通知の中にもそういう入居者が滞納に追い込まれた場合は、関係する部局の間で十分な連携をとって対応するように特段の配慮を求められて通知が届いているかと思ひます。

困窮している入居者自身も大変だと思ひますけれども、担当部局も大変だと思ひますけれども、こういう中で保証人を 2 人から 1 人

にしたということについては、これから入居する方については、ある程度軽減をされるのかなとも思います。しかし先ほども言いましたけれども、法の中には保証人は触れておりません。そういう中で保証人1人に改定されているわけですが、これまでも保証人の免除規定は文書にもなっていないかと思えます。今回の改訂でこの保証人を免除する規定をについて検討されているのか。検討されたらその内容の説明をお願いしたいと思えます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。連帯保証人の必要性については、先ほど答弁をさせていただきましたとおりであります。が、一定の要件に該当する方で連帯保証人を探していたにもかかわらず、その確保が困難な方については今回の条例の中では規定はいたしておりません。

ただ連帯保証人を免除する規定は別途、定めることにしています。その別途定める内容を現在検討している免除の対象者ということでお答えさせていただきます。別途定める規定上、免除の対象者ということで検討しているのは60歳以上の方、一定以上の障害者の方、ひとり親世帯の方、DV被害者の方、犯罪被害者家族の方、などを現在のところ考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

国の通知に沿った形で免除規定も検討されていることも一定うかがえるかと思えます。その検討された別途規定について、入居希望者に対してはどのような方法で提示説明されるか、説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この免除規定を定めました後には、入居希望者の方に、現在配布しておりますけれども、入居者の募集案内、入居が決定した方を対象に実施する入居者説明会の際に定めました免除規定について周知したいというふうに考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

現在の要綱の中には、この免除規定等がありませんので、あらためて入居する方々が事前にそういうことを指示されるには随分と助かるかなというふうに思えます。保証人については、以上で終わりたいと思えます。

現在の募集要項の中に、申請にあたっての注意事項とか、入居資格収入の認定にかかること。また入居についての注意事項など10項

目があげて説明がされております。その要綱の中に条例の 20 条、使用料の減免免除、それから 23 条の敷金の免除等についての説明がありません。この件については 6 月議会で坂本議員からも質問が出たかと思えますけれども、この使用料や敷金の免除規定について、どのような方法で入居者に提示・説明をこれまで周知されてきたのか説明を求めたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。これまではこの減免等につきまして、入居者募集案内や入居者説明会において、特段の説明のほうはいたしておりませんが、入居者の方から個別に相談があった場合は、適宜対応しておったというのが現状でございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

であれば、先ほどの保証人の免除規定についても文書等で提示されているとすることで、この使用料の敷金の減免や免除につきましても、事前に文書で入居希望者に周知する手立てが必要だと思います。今回の改正を機に、ぜひ検討していただきたいと思いますが、課長の見解を求めたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。こちらのほうにつきましても、入居者の募集案内あるいは入居者の説明会など、いずれかのタイミングで周知できるようにいたしたいと思います。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

入居希望者にとっては非常にプラスになるかなと思います。

その他、今回の条例改正の中で第 25 条の町負担の修繕費用の負担の問題、26 条の入居者の修繕費用の負担等についても、少し文章が改善されていると思うんですけども、ここにかかわって町負担や入居者の負担について、何か変更されたことがあるのかないのか、あれば説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。修繕費用の負担につきましては、現在入居者の立会いのもと、修繕対象箇所の確認を行っております。入っておられる方の個々によりまして、状況が違いますけれども、全般的な状況としまして、入居者の過失によると思われる箇所のほか、畳の張替えや、破れた網戸の修繕などに関しましては、入居者の方に修繕費用の負担をいただいております。今回の条例改正後につきまし

でも、今申しましたこれらの修繕費用につきましては、引き続き入居者の方にご負担いただくということを考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

町営住宅の管理について、本来、町が負担する項目についても従来と変わらないということですので、特に条例改正にかかわっては変更がないというふうにとらえていいということですね。

総務課長（麻田正志君）

今回の条例改正については、先ほど答弁しましたように、修繕費用については、引き続き現状と同じような負担をいただくということになります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう確認をさせていただきます。そして今回の改定で保証人が1人分改定されていくわけですけれども、現在の入居者への適用というのは何か検討されていることがあるのかないのか、説明を求めたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の条例改正は、今後入居を希望される方への入居要件の緩和ということでありまして、現在すでに入居されている方につきましては、今回の改正に伴って、請書の再提出を求めることはいたしません。ただ、入居者がお亡くなりになったりして、同居の方が新たに住宅入居の承認を行う際には当然ながら、今回の改定内容が適用されるということになります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

現在の入居者に対しては、段階的に対応していくという捉え方でいいかと思います。今回のこの件に関しまして、私が相談を受けた方は引っ越し費用の貸付制度について、県の地域福祉部の児童家庭課の窓口のほうに相談されたことがきっかけとなりました。

佐川町でも行政相談などを定期的で開催されております。生活に困った方に対して、相談窓口がいろいろ準備されているかと思えます。行政の立場でこの町営住宅への入居にかかわる様々な事案は、住民がどんなことで生活が脅かされているかということ、感知する機会の一つだと捉えて、担当部署だけでなく、他の部局間で情報を共有するシステムを持つことが不可欠だと思います。

先ほど紹介しましたように、国の通知もそういうことを周知するように通知が来ております。支援を必要とする町民の方に手が届く、声が届くシステムを組織していただき、佐川町に住んでよかったと声が広がる、幸せなまちづくりの取り組みを進めていただきたいと強く要望し、この質問を終わります。よろしく申し上げます。

2つ目の質問に移ります。新たな産廃施設の受け入れにかかわりまして、質問をさせていただきます。広報8月号で新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、特集が掲載されました。また9月議会開会で町長の行政報告でも6月16日の地元説明会の経過が報告されました。

この間、私は、県内のどこかに設置しなければならない施設であることは理解したうえで、県の選定委員会が業者の利便性を優先して候補地を選定した過程に疑問を持ち、県に対しても、また議会の中でも、経過等について質問してきました。その疑問は今も消えていません。県内においてリサイクルの技術がなかなか進まない中で、産業廃棄物最終処分場は今後、20年、30年先には県内に3つ目を建設していかなければならない状況にあること、また発生率が80%以上とされる南海トラフ地震による災害廃棄物の処理場の建設が想定されている中で、廃棄物の最終処分場の候補地の選定が科学的で、公平・公正に行われ、何よりも将来にわたって住民の安全・安心を最優先し、候補地を決定する段階では住民の合意を大切にすることで行われなければならないと捉えています。

現時点においても、住民の皆さんから、施設の安全性についても、県の進め方に対しても、疑問、不安の声があがり続けている中で、不安の声が少なくなった、振興策の声が多くなった、として合意を得たと一方的に解釈して、建設に向けて動き出しました。こうした行政のやり方は住民の皆さんの中に亀裂を作り出していくことになると危惧していることをぜひ町長にも知っておいていただきたいと認知しておいていただきたいと思います。

5月27日の6月議会の議案説明会の時に、県から今後のスケジュールなどの対応について連絡はないのですか、と聞きましたが、町長からは、その時、何も連絡はないとの回答でした。

ところが5月31日には、知事が要請書を持ってくることが報道され、6月議会後に、急速に展開してまいりました。5月31日に知事が町長と議長に受け入れの依頼文書を手渡し、議会としては6月12

日の全員協議会で受け入れの賛否を挙手で決定し、議会としての回答書をつくり、6月17日に町の回答書と一緒に提出されました。そしてその翌日6月18日には、県総務部財務課が県議会に6月補正予算の追加分として約2億円の補正予算を提出しました。まるで受け入れを前提とした県は動いてきたとしか思えません。議長が提出されました議会の受け入れについては、多数の議員は施設整備の受け入れに賛成の意思を表示したと。その後、一方で、住民の中には将来に向けて施設の安全管理体制、水質や環境整備の安全性、大規模災害時の安全対策、遮水シートの耐久性基準に適合したもの以外の廃棄物の搬入等の不安の声や、地元住民の意思表示の場を徹底すべきであるという意見も出されていましてという住民の声も紹介していただいて、県のほうには議会の意思表示をされたところであります。こうした一連の急速な動きの中で住民の方々からは最初から加茂ありきであったのではないかと、どんなに不安の声をあげても、県は決めていると、声をあげるのをあきらめたり、疑問・不信感を持ち続けている住民の方々の思いを、町も県もしっかり受け止めていただきたいと最初をお願いして質問に入ります。

確認書の経過等についてであります。6月議会で町長は、県に回答する段階にあり、今後、庁議を通して決定していく、と答弁されました。そして6月16日の加茂地区での説明会で、受け入れの理由を口頭で伝えられた後、回答書を配布されました。その同じ内容を、今議会行政報告でも報告されました。

町長が報告されている受け入れの6つの理由の中で、4番目の理由として、県の説明及び個別に話をお伺いする場を経て理解を示されている住民が多くなっている、と報告されています。町長が、多くなっていると判断されたことについて、庁議ではどのような議論をして決定されたのか、説明を求めます。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきまして、ありがとうございます。橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。庁議の場では庁議のメンバーから意見を聞くという形で会を進めました。メンバーからは、現在稼動しております日高のエコサイクルセンターの運営に関して、問題がないかということについての確認ですとか、あと加茂地区以外の方から施設に対する不安の声を聞いていると、結論を出すには少し早すぎないか、という意見もありました。またどこかにはつくらなけ

ればならない施設だということの中で、県が手順を踏んで調査をし、最終的に佐川町加茂が適地であると、根拠を示された以上は受け入れざると得ない状況ではないかと、このうえ地元の人々の気持ちをくみ、住民に寄り添い、いろいろな対策を県に対して要求することが地元の人々の声に答えるのではないかと意見も出ました。またこれまでの県の丁寧な説明ぶりや、確認書には致命的なことが、明らかになったら施設整備を中止すると書かれているのであるから次のステップであるボーリング調査や、地質調査等を進めながら住民の不安や問題を解消していくように県と一緒に進めていくべきではないかという意見がありました。

今回の受け入れをするかしないかという決定については、町長である私が最終的に決めるということになりました。合意を得て決めるというものではありません。様々な意見を聞いた中で庁議の中の協議を踏まえたうえで私として、受け入れをするということを決めました。その旨を庁議のメンバーには直接私の口から伝えたということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

住民の方々に回答するにあたって、庁議の中でも様々な住民の声が反映された協議が行われたということが確認できたと思います。この庁議の協議内容は議事録に残されているかどうか確認させてください。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。議事録という形ではないですが、概要を記録したものはございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

協議の概要の記録はあるということでもあります。今、町長がかなり詳しく報告されましたので、住民の方にも伝えるべき庁議の中身ではないかと思います。ぜひ、議事録につきましては開示を求めていきたいと思います。

続きまして6月16日の地元説明会でも、この段階でも地域の水や環境、施設の安全性に対する不安な声、疑問、当地へ設置する中止を求める声もこの時もあがりました。そしてまた、議長がこの場で住民の質問に対しまして、6月12日の全員協議会の議事録を届けますという回答をされるという場面もありました。この6月16日の説明会では私は賛成の意見は出なかったと捉えております。その場に、

出た疑問や意見に対しましては、町長や議長が応答されました。この段階での地域住民の意見をどのように受け止められたか、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やはり予定地の直近の地元の皆さん、加茂地区の住民の皆さんの中にはやはり施設ができることに対する不安の思いがある方、設置そのものに反対されている方、そういう住民の方々がいらっしゃる中では大変重い決断だなというふうに正直、感じました。

賛成の意見を述べたというわけではないですが、当日、下川議員、がご出席をされておきまして、議会の中で、賛成のほうに手を挙げたと。通常を選択、決断ではあったが、なぜ賛成の票を投じたかということについては、すごく思いのこもった発言をされておりました。間違いなく反対をされている方、心配な方、いらっしゃるということをこのこと、このことに関してしっかりと重く受け止めなければいけない、というふうに思っております。またああいう説明会の中では、なかなか賛成だという思いがあっても言いづらいこともあるのではないかとというふうに察します。私のところには直接賛成だという声も多数届いております。なかなかこの反対、賛成の声を届けるということに関しては、その場その場公開の場であるのかどうかも含めてなかなか難しい決断であるというふうに思いますが、住民の方々の中にはそれぞれの思いを持っていらっしゃる方がいるんだなということは、今回の件ではよくわかりました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

非常に住民の皆さんの、そういう声を重く受け止めて、進行しているという状況は理解をいたしました。この6月16日の説明会のあと、この日も説明がありましたけれども、6月26日までに地域住民の声を把握して確認書をまとめて提出するという説明があったかと思います。この間、16日から26日まで町としてどのような手だてを取られて、どのような声を把握して、確認書の作成に取り込まれたのか、経過の説明をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。6月16日の説明会におきまして住民の方々に何かご意見がありましたら、ぜひお伝えくださいと、お願いしておりましたが、直接来庁されて面談を行った方もいらっし

やいます。また文書によりお届けいただいた方もいらっしゃいます。また電話によってお伝えいただいた方もいらっしゃいます。それぞれの内容については、地域振興策にかかる具体的な案件として、道路の整備ですとか、農村公園の整備ですとか、あと老人憩いの家の整備、また国道バイパスの延伸などのご要望がありました。

また、環境対策また施設の安全対策にかかるご意見としましては、施設への搬入物の安全確保、施設満杯後の将来にわたる安全管理、風評被害が出た場合の賠償額の積算方法、施設の安全性を確認する方法などの提案がありました。

またその他の意見としましては、進入のルート変更、流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策。また加茂地区で子供、若者たちが未来にわたり、安心して誇りを持って暮らしていけることを保障するという言葉を追加できないかなあというご意見もいただきました。ここの中の意見の中で確認書に反映をして、表現をして県のほうに伝え、確認書として合意をしているというものもあります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

個別に住民の方々から町長のほうに直接、様々な方法でそういう声が届いたということであります。加茂地区の自治会の動きとしましては6月議会の真っ最中でありましたけれども、6月10日、夕刻、長竹地区の自治会長が町長に文書で住民の声を届けられたということも、この議会で町長からの報告もありました。加茂地区の自治会として住民の声をまとめられて町長のほうに届けられたものがあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治会としてまとめたものかどうかであるかは、町民課長から答弁させますが、6件のご意見をいただいております。以上です。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。寄せられた意見の中には、自治会の代表の方から提出されたもの。それから団体の中で提出されたものとか、個人からの意見というものが出ておりました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

6月16日の説明会の中で参加された住民の方から、現職世代の

声が反映されていないのではないかと、そういうことを指摘される意見もありました。今、町長のほうにも直接的にまた自治会を通して出されてきたということですが、この意見の中に現職世代、子育て世代を含めて、そういう世代の方から特に意見として届けられたものはないかお伺いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。現職世代つまり現役世代ということでもよろしいでしょうか。現役世代の方から直接というご意見はなかったですが、子供さんに関することとかについては公園のこととかであるとかで、意見としてはありました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

住民の声をしっかり受け止めるということですので、十分過ぎるぐらいのそういう声を受け止める体制をぜひとっていただきたいと思います。

確認書のことについてあと 1 点です。この間、県のほうでは今年 3 月に当初から担当されてきました部長が退職されました。また知事も次期知事選に不出馬の表明をされております。7 月 2 日に、締結されました確認書の法的な拘束力について、町としてどのように位置づけて確認されているのか。説明をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治体、県民から選ばれた県の代表としての県知事と佐川町民から選んでいただいた町長と、その 2 人の自治体のトップが、公式に締結した文書であります。知事がたとえ誰になろうとも、法的な拘束力はもちろんあると考えていますし、ないという考えも全く持っておりませんので、心配なさないでいただきたいと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

まだ私も十分調べているわけではないですが、ネット等で調べて見ますと、あるいはまた弁護士さんにも少し相談しますと、この自治体トップ同士で締結されていきます確認書や、協定書の法的な位置付けにつきましては、法曹界では見解がわかれているということも耳にしました。ぜひ町長の答弁にもありましたが、そういう効力を失効することがないような体制をとっていただきたいと思います。

次に新たな進入道路にかかわっての質問に入ります。地元への説

明会で住民の方から、進入道路で候補地周囲の水源や水脈、森林環境を壊す心配等いろいろ出ましたけれども、これまで県の説明は、現在の森林環境を守って施工していくので大丈夫です、という繰り返しの答弁でもありました。今回提示されています新しい進入道路のルート以外に他のルートを検討するという答えはありませんでした。6月16日の地元説明会で配布されました、佐川町が作成した確認書案の中に、進入道路の再検討の項目が加えられております。そして6月17日に佐川町の回答書の中に記載をされ、県に提出されました。翌日6月18日には、県総務部財務課が6月県議会に提出した補正予算案の中に、進入道路のルートの再検討の項目を加え、提案しています。7月2日の確認書を締結する前の段階であります。佐川町案では、進入道路のルートの再検討というものから、知事と7月2日に締結された確認書では、佐川町加茂長竹地区住民の生活環境への負担を軽減されるような進入道路の再検討と文章が加筆された形になって確認書が結ばれております。

この確認書を締結する前の段階で、進入道路の再検討について、先ほどの町長の答弁にあったかもしれませんが、町内の庁議あるいは地元からの声等含めてどういう手だてでこの中に入れられたのか再度説明をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。進入道路のルート変更の要望につきましては6月16日の住民説明会で複数の住民の方よりご意見をいただいたものであります。この意見というのは、候補地決定までは施設整備の受け入れを前提とした意見を説明会場で述べることができなかつたと、そういう方の意見でありまして、そういった地域住民の心情に十分配慮して対応いただくということを条件にして、県に対しては受け入れの回答を行いました。また確認書においては、具体的な要望として追加しました。

また加茂長竹地区住民の生活環境への負担を軽減させるような、という表現これを加えたことにつきましては、地元の住民が6月20日に来庁された折に、施設本体だけでなく、進入路までも長竹地区内での整備として計画されており、地区住民としては加茂地区に苦渋の決断を求める以上、金銭以外の何らかの歩み寄りを期待し、長竹は施設を受け入れるのであって、それ以外については譲歩してもらいたい、と要望を述べられております。そのことから、町として

検討追加したものであります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

もう一回確認させてください。6月16日の地元説明会の前に佐川町案、県の素案にはなかったんですけども、佐川町の素案の4番目に、進入道路再検討という項目は入って地元説明会が、行われるというふうに捉えています、そうではなかったんですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。もし私の答弁がまちがっていたら、副町長または町民課長に訂正していただきたいですが。

住民説明会の時点では、進入道路の再検討を条件にしてという話は私のほうからはしておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

当日配布された資料4として、佐川町の確認書案というものがあります。下線部を引いて県の素案に対して佐川町としてこういうことを協議をして佐川町案をつくりましたよ、という資料だと思います。この中に先ほど町長がいろいろ紹介していただきました地元の声、庁議の中の議論を踏まえてこれが作成されたと捉えております。懇談会で、3番目の(1)④として進入道路のルート of 再検討が書かれております。そして(2)として地域振興に寄与する事業ということが付け加えられております。説明会の日に提案されたということは、それ以前にこれが検討されたと私は捉えたんですけども、今、そのことを質問させていただきました。

副町長（中澤一眞君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。経過のご確認だと思いますので、先ほど町長のほうが6月16日付けの説明会で、こういう文言が入ったと。それ以前に日付を、16日の説明会でいただいた意見というのはその場でも確かに出ました。ただ、それ以前に町長も答弁がございましたようにその間、5月31日以降、役場のほうにいろんなルートいろんな機会を通じてお声をいただいております。その中に、そのルートの再検討、これはかなり早い段階の説明会の場でもございましたけれども、何回かそういうお声はそれまでにもいただいております。そして16日の説明会の場でもいただきました。という意味でございます。

それから後段の長竹地区の住民の生活環境の負担を軽減させるようにというこういう文言の追加、これに関しましても6月20日と申

し上げましたのは6月20日にも役員の方が来られてそういうお話をされました。ただそれも同様に16日にいたるまでに先ほど申し上げました様々な機会を通して私どもにはお聞かせをいただいた内容でございましたので、それらを踏まえて、佐川町案文言に追加したということでございます。

1 番（橋元陽一君）

冒頭説明しましたように、従来、地元説明会で進入道路についての住民の声に対しまして、県は対応するという事は検討をしておかなかったと。6月16日の段階で素案にはこれはつくられて、そしてその後一気に6月18日には財務課が補正予算の中に組むという流れの中で、手続き上、県の対応というのが、どこで変わったかという疑問を持っているからこういう質問にしているわけでありまして。6月17日の確認書の締結後、翌日に6月県議会の予算が提案をされて、6月28日にはそれが決定をするという一連の流れを見ると先ほど住民の声を紹介しましたように、最初から加茂ありきじゃなかったのかという、声を裏付けるような動きに対して私はいまだに疑問を持ち続けているところでありまして。なかなか、県のほうにも問い合わせているということでありましてけれども、7月2日に県の知事と町長が確認書を締結する前に6月18日段階で、提案をされ、6月県議会で約2億円を越す予算が組まれたわけですが、この中に新しいルートを、予算も組み込まれているかと思えます。

県議会が予算を決定し、7月2日に確認書の締結がされる、この前後で県との間に協議がされたことがあるのかないのか。あれば率直にお願いしたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。6月16日の説明会から県の補正予算提案まで期間が短かったということで、加茂ありきということで進んでいたんじゃないかというお話でしたが、決して加茂ありきで進んでいてこうなったとうものではないかとはいえません。当初から佐川町加茂ありきで進んでいたんじゃないかという話でしたが、決してそうではありません。

補正予算につきましては、県がどのような内容で補正予算をあげるのか、金額はいくらなのか。そういう話は一切町とはしておりません。いつ補正予算を出すのか、県議会のスケジュールを見れば大体わかりますけれども、その補正の内容、金額については、一切協

議、話をしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県議会、県の動き等のかかわりは町はあんまりかかわっていないということでもあります。

それではそういうことを踏まえながら3つ目になりますが、7月17日に開催されました県と佐川町の第一回の連携会議についてであります。この連携会議の構成メンバーと会議設立の目的や運営について説明をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。連携会議の構成メンバーにつきましては、高知県が副知事、林業振興観光部、あと土木部、中央西土木事務所越知事務所、それぞれ部長、所長になります。佐川町が町長私ですね、チーム佐川推進課長、町民課長、産業建設課長の合計8名のメンバーになります。

目的としましては、高知県と佐川町の連携のもと、佐川町加茂における新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備の円滑な推進と、施設整備に伴う地域住民の不安の解消や、地域の振興等をはかるためであり、県と町が共同で設置したものである、これが目的となっております。運用につきましては、設置要綱に規定しておりますが、連携会議は高知市または佐川町において開催する。連携会議は県または町の求めに応じて、事務局が招集する。連携会議の進行は事務局において行う、連携会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。連携会議は公開とする。前条に定める委員が、連携会議を欠席する場合、連携会議に代理人を出席させることができる。連携会議が必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができると規定をしております。また事務局は高知県林業振興環境部環境対策課が受け持つこととなっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

地元の声を受け止めていく役割を担ったこの会議だと思います。そしてこの確認書の5番目の項目に、不安が今なお払拭されていないことを重く受け止め、その後、勉強会の開催などを通して施設の安全性等について、地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施するものとするという項目が、佐川町の提案で加えられて、確認書が締結されているかと思えます。

この佐川町から提案された住民および県民の理解を深める取り

組みで住民及び県民とは対象をどこの誰に想定されているのか。そして佐川町から県に対して具体的にどのような取り組みを想定されて提案されているのか説明をいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。5月12日に開催をされました住民説明会の意見でもありましたように風評被害について、施設が整備される地域の住民は真剣に考えるが、その他の地域の者は、そこまで風評被害について真剣に考えず、知らないが故に風評に踊らされることも考えられるので、施設が有害なものを出さず、安全で適正に管理されているということを県民の皆さんにしっかり説明PRしていただきたい、という意味での県民ということになります。

また県のごみ問題への対応や、産業振興のために必要な施設として設置するのであるから、そのことを県民全体が自分事として考えていただけるPRをぜひしてもらいたいとの趣旨で記載したのももあります。住民及び県民ということに住民の皆さんの不安の声、町としてもこういう条件を入れようということで協議をして町から県に提示した、文書として作成したものであります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

佐川町のほうからそういう発信をされて、県が受け止めてこういう確認書を結んでいるわけですが、今言われたように、住民や県民に対しての風評被害等を含めた施設の安全性等を含めて具体的には勉強会の中身の構想と言うのは庁議で議論をされて、文書になったのか、経過があれば教えてください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。勉強会の開催の具体的な内容ということですかね。勉強会をしたいということは、加茂の地元の方からお話がありました。ぜひ今後進めていく中で、いろいろ勉強したいことがあった場合は、勉強会を開催したいというお話がありました。具体的には町としてこういう勉強会をしますということではなくて、住民の皆さんから、こんな勉強をしたいんだ、こういうことに関してもっと詳しく知りたいんだ、という要望がありましたときに開催する勉強会ということで位置付けをしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そうしたら確認書の中の文書では開催主体が県になっていますが、今の町長の答弁を聞きますと、県に対して住民から、近隣の住

民からを含めて、そういう声があがれば受け止めるということで確認がされたということにかまんでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民の方々から要望がありましたら、件にもお願いをして勉強会を開催していただくと。町が開催する場合ももしかしてあるかもしれませんが、一緒になって勉強会を開催するという事になるかと思えます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

第 1 回連携協議会の会議録というか会次第があるんですけども、この第 1 回の連携会議で資料として提示され確認書もここに出されています。確認書について、ほかに協議されたことがあるかないかお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。確認書の内容を確認するといった内容で特に協議をしたということはなかったと記憶しています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら 7 月 17 日に配布をされた資料の中について、6 月の県議会補正予算案が提示をされています。6 月 18 日、繰り返して発言してまいりましたが、県議会では新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についての補正予算案が追加をされまして 28 日に採択をされております。第 1 回連携協議会で配布をされておりますので、この補正予算の約 2 億円の概要について、どのような説明があったのか把握されている範囲で説明をいただければお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県の補正予算ということになります。県の補正予算には 3 つの要素がありまして、まず 1 つ目は施設整備に向けた取り組みとなっています。その予算としまして、1 つ目、建設予定地の測量調査、2 つ目が予定地のボーリング調査などの地質調査、地下水調査 3 つ目が施設構造の基本設計、4 つ目が進入道路概略予備設計、5 つ目が廃棄物処理地質防災等の有識者による施設整備専門委員会の開催。この委員会の名前は仮称となっておりますが、これらの内容につきまして 1 億 3,674 万 5 千円という補正予算になっております。

もう一つの要素が地域住民の皆様の不安解消のための取り組み

として、ということになっておりまして、1つ目が長竹川の改修計画策定に向けた河川の測量や、計画の概略検討。2つ目が建設予定地の周辺地域における井戸の状況調査や水質調査。3つ目としまして、進入道路ルート of 再検討、進入道路概略予備設計。3つの内容で補正予算として7,831万8千円。合計で2億1,506万3千円の補正予算となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

約2億円ぐらいの補正予算が組まれて具体的に動いていくわけですが、この間、6月16日の地元説明会では、今後、確認書に基づいて、協定書案の取りまとめの方法やスケジュールについても説明をされました。協定書策定に向けて、施設や環境面などへの安全を確保する対策と地域振興策の具体的な内容について、住民及び町議会の皆様の意見を伺ったうえで、県と町が協定書を交わすこととする。そのことは確認書に明記する、と確認書にも記載されました。

この環境対策に関する協定書と地域振興に関する協定書の取りまとめ方について、両方の違いもあるかと思えますけれども、どういう取りまとめ方をされていくか、説明をいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。環境対策にかかる協定については、事業主体である県が行う施設の安全性の確保や周辺環境対策方法を取りまとめるもので、施設の着工前までには内容を取りまとめ、協定を結ぶことになるだろうというふうに考えております。この内容につきましましては、地区住民や議会の皆さんから今までにいただいたご意見と、今後工事を進める過程で地元の皆様から提示されるご意見をどのように反映していくか、今後、県としっかり協議して検討することとなっております。

また一方、地域振興策にかかる協定書につきましましては、加茂地区及び佐川町全体の振興策を取りまとめるものでありまして、町においてこれまでにお聞かせいただいた住民の方々からの要望等をもとに、素案を作成し、これを住民の皆さん、また議会の議員の皆様にお示しをして、ご説明をしてご意見をいただくという形でキャッチボールを何回か行い、最終的に取りまとめたものを、県と町で協定書を交わすということを考えています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういった取りまとめ方をされて、いつ頃までにと、現段階

では協定書を取りまとめる記述というのは別々なのか、一緒なのか、そういうのはまだ具体的に決まっていないのか、ご説明いただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。スケジュールについてはまだ確定したものはございません。決まっているものではありません。あくまで予定ということになります。環境対策のほうの協定につきましては、令和2年末までに協定を結ぶという予定にしております。

また地域振興策につきましては、令和元年度末、今年度末までに中間のとりまとめを行い、来年令和2年9月をめどに、最終とりまとめを行ってその内容によって協定を締結するということで予定をしております。あくまでも現時点での予定であります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

地元のほうからもこれまで、県の動きのスケジュール化について、様々な要望が出てきたわけですが、なかなかそういうスケジュールが示されることがなく、直近になって動いてきたという受け止め方が非常に多いと思います。ぜひこういうスケジュール、予定は大まかで構いませんので、提示をされて住民の方々への説明、とりまとめに進めていただきたいというふうに思います。

スケジュール表の中に今後の取り組みのこともいくつか述べられていると思いますけれども、先ほどの連携会議それから地元の住民説明会等も計画されているかとも思いますが、これはいつ頃、大体どんな内容で、設定されているのか、今わかっている段階で説明いただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。地域振興策にかかる素案の地元への説明というのを来週の17、18、19、20でそれぞれ長竹、横山、竹の倉公民館、それから集落活動センター加茂の里で行うようになっていきます。以上です。

町長（堀見和道君）

補足の説明をさせていただきます。県のほうでは、本年度末までに3回程度の説明会を計画しておりますが、まだはっきりと何月何日に説明会を行うということが明確に決まっているわけではありませんけれども、今後調査設計を進めていく中で、住民の皆さんに適宜説明していくと。もし、町のほうで、もう少し、このタイミン

グで説明をしてほしいという要望を出した場合は県のほうで対応していただけるということになっておりますので、今後の進捗を見ながら計画的に随時行われるものだと思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

5月から地元説明会等で参加した場合、地元以外の方の発言が、制限をされてきました。今後、こういうことも引き続き地元の声があれば、やむない場面もありますけれども、できるだけ多くの加茂地区だけではなくて、地域振興は町全体にもかかわるわけですが、参加者についての発言の制限とかそういうのは町として何か考えていますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これまでも町のほうで制限をかけたということは、全くございません。加茂地区の住民の皆さんから、加茂地区のみんなの意見を優先して欲しいという話があって、制限をさせていただいたと。内容的なものも含めて地元から出た声の中で説明会の運営をさせていただいたということになっております。県のほうはそういう判断でこれまでの説明会はやってきたというふうに考えておりますが、今後、町として現時点で今後開催する説明会において、何か制限をもうけるということは考えておりませんが、地元の皆さんから出た意見によっては、検討せざるを得ないという場合も出てくるかもわかりません。そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ多くの意見が反映できるような運営を検討していただきたいというふうに思います。

もう1件、補正予算のほうに組まれておりますけれども、今後、ボーリング調査が予定されていると思います。このボーリング調査が開始されるのはいつ頃か、現時点で示されているのであれば教えていただきたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。施設の基本計画、基本設計、を建設予定地の地質調査、地下水調査につきましては県のほうで入札、契約の手続き中でありまして、9月5日の入札予定になっております。現時点では具体的な工程は決まっておりますが、契約後に委託業者

と打ち合わせを行って、工程を決定していくということになると考えています。県から聞いた内容になりますけれども、施設の建物の位置、深さを決定するために必要となる建設予定地の地下の地質分布や状態を確認するためのボーリング調査につきましては、大まかな施設配置が決まった段階で実施をするということになりますので、早ければ本年 12 月頃からになるのではないかという話を聞いております。

また地下の空洞調査につきましてはまずは 10 月から 11 月頃、電気探査、電気の伝わり方によって地下の状況を確認する手法だということなので話を聞いておりますが、電気探査を実施したいということを考えておるといことです。その結果と、建設予定地内の地質状況も踏まえて仮に空洞と思われる箇所が出た場合には、そのポイントでも追加でボーリング調査実施をして、内部を小型カメラで撮影するなどして、空洞の有無やその大きさなどを詳しく調べていきたいという考えでいくという説明を受けております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ボーリング調査の工程もスケジュールに入ってきているという認識であります。知事が 5 月 31 日にも表明をされましたけれども、致命的な事態が明らかになったら加茂地区での施設整備を中止するということが確認書への確認もされております。ボーリング調査の結果いかんによっては、こういう事態が想定されると思うんですけども、県が示されたスケジュールの中でそういうことの場合も含めた、もし中止するという時期がどの時期ぐらいになるのかということは今の協議の中で示されているかどうか、そういうことを確認するあるいは判断する時期というのは、いつ頃になるのか把握されていたらご説明願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に協議をしたというわけではありませんが、町としてボーリング調査の結果、致命的な状況であるかの判断はどのぐらいのタイミングでできますかということも確認をさせていただいて、あくまでもまだ現時点での予定でありますので、はっきりそのタイミングで結果が出るというふうに言い切れるものではないかもしれませんが、令和 2 年度来年度の上半期では一定の判断ができるのではないかという説明を受けております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そのボーリング調査の結果が今後の佐川町加茂の新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に向けてのターニングポイントになるとも捉えております。住民の皆さんの不安に答えるためにも、ボーリング調査結果の専門的な分析、検討を県やコンサルだけに任せるのではなくて、地質や石灰岩の上に建物を建築物をつくることに関する専門家の見解を求めるような機会を必ず持って欲しい。その結果については、全てを県の評価を加えずに住民に丁寧に周知することを強く要望いたしまして、この産廃に関する質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問に入ります。佐川町公職選挙法等の規定についてであります。今年7月21日に投開票で行われました参議院選挙の開票立会人として参加をいたしました。開票作業の終盤には無効票の処理が行われます。今回は300票を超える無効票がありました。無効票を8種類ほどに区分けをされた中で明らかに投票ミスだと思われる無効票がありましたので、投票率が下がる中で、有権者の意思が実現されない事態は、改善していかなければならないと思ひまして質問してまいります。

まず最近の国政選挙2016年の参議院選挙、2017年の衆議院選挙、2019年の今年度の参議院選挙での選挙区と比例代表選挙区との投票結果で無効票がどのくらい出たのか、その無効票の中で、特に選挙区と比例代表の投票用紙の記載ミスで無効票になったのものが、どれくらいあるか説明をしていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。少し細かい数字になります。まず2016年の参議院選挙になりますけれども、こちらの選挙区のほうになります。選挙区のほうは投票総数が6,154、有効投票が5,808、うち無効投票が346と。率で言いますと5.62%ということになっております。同じく2016年の参議院選挙の比例代表、こちらのほうも投票総数は先ほどと同じ6,154、有効投票は5,754、無効投票は400と。率で言いますと6.5%ということになっております。

続きまして2017年の衆議院選挙になります。小選挙区のほうは投票総数が6,628、有効投票が6,505、無効投票が123、率で言いますと1.86の無効投票率ということになります。比例代表のほうにつきましては投票総数が同数の6,628、有効投票が6,356、無効投票

が 272、無効投票の率が 4.1%ということになります。国民審査のほうにつきましては、ちょっと省略をさせていただきます。

2019 年の参議院選挙につきましては、選挙区のほうが投票総数が 5,868、有効投票が 5,690、無効投票が 178、無効投票率が 3.03%ということになっております。同じく比例代表のほうにつきましては、投票総数が 5,863、有効投票が 5,510、無効投票が 353、無効投票率が 6.02%ということになっております。参議院選挙のほうから先ほどのようなご質問にありました選挙区の投票用紙に比例代表者名を書いたもの、比例代表の投票用紙に選挙区候補者名を書いて無効になったものということのご説明をさせていただきます。

2016 年の参議院選挙の選挙区におきましては、先ほど言いました 346 の無効票のうち、約 4%がそれに該当いたします。同じく 2016 年の比例代表のほうにつきましては、先ほどの無効票 400 のうちの約 17%がそれに該当いたします。2019 年の参議院選挙につきましては、選挙区のほうで、先ほどの 178 の無効票のうちの約 19%が該当いたします。2019 年の比例代表のほうにつきましては、無効票 353 のうちの約 30%が、それに該当いたします。

続きまして衆議院選挙のほうになります。2017 年の衆議院選挙の小選挙区におきましては、無効票 123 のうちの約 13%が該当いたします。同じく比例代表のほうにつきましては、無効票 270 人のうちの約 9%がそれに該当いたします。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。この無効票が、国政選挙におきまして数的にも 300 から 400 を前後して推移しているわけですが、この無効票が出てきたことについて、選挙管理委員会や担当事務局で分析や協議をされたことがあれば、その協議された説明の内容の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。無効票の分析等ということですが、ただ今、ご説明していただきました、この程度のものの分析ということとしてはしております。そして、協議議論された内容ということにつきましては、このような無効票が出てくると。これだけじゃなくてほかにもいろいろなご要望がございます。それらに増して議論ということではないですが、従前からそのような無効票を踏まえまして選挙管理委員会としましては、投票所において、期日前投票も含めてですが、

確実に2回交付を行って投票用紙を渡す際には、投票方法について一つ一つ説明するように指導を行って、対応を行っておるところでございます。その他にも大きく広く投票用紙を使用できるところでは、選挙区と比例代表の記載台も別に設置するであるとか、記載漏れがないような対策を行ったりとか、いろいろな取り組みを行っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

その無効票の中で、選挙区と比例代表の投票用紙への記載ミスと判断できるものは、両方に存在していることを開票時には確認することができます。投票所の広さの問題もあるかと思いますが、選挙区選挙、あるいは小選挙区選挙、比例代表選挙の2種類の国政選挙の投票する方法について、用紙をもらう場所、用紙に記載する場所、投票箱の設定の仕方などが異なっているかと思います。町内17の投票区の投票所での投票方法と手順、それから中の投票所の形態といますか、どういうところが違うか、説明いただければと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。まず受付が違います。今から説明をいたします選挙区と比例で別々になっている場所、これは記載場所から説明させていただきます。記載場所が選挙区と比例で別々になっている投票所は17のうちの5カ所あります。投票用紙の交付につきましては、全ての投票所において、2回交付を実施しております。そして、指名掲示のほうにつきましては、選挙区の指名掲示は黄色、比例は白というふうに指名掲示のほうにつきましては選挙ごとに、選挙用紙の色のほうにあわせています。

投票区内での流れについてでありますけれども、先ほどの記載場所と選挙区が比例で別々になっている投票所につきましては、入場券の提示がありましたら、受付を行って選挙人名簿の確認を行います。そして選挙区の投票用紙を交付いたします。その際にその内容の説明をいたします。そして選挙区の投票が終わった後、今度は、比例のほうの受付、そちらのほうで入場券の提示をいたします。そして受付を行います。そして選挙人名簿の確認を行って、比例投票用紙の交付を行います。この際にもその投票の内容の説明を行っております。

まとめますと、その投票所のほうでは5カ所のほうでは受付が2

カ所あり、投票用紙の交付も2カ所で行っておると。そして記載台も2カ所にあるということになります。

一方、もう残りの12カ所につきましては、入場券の提示を行って受付を行って、そして選挙人名簿の確認を行って、選挙区の投票用紙の交付を行います。そしてここで同じように説明を行います。この投票が行った後、もう一度受付が1カ所でありますので、もう一度同じ受付のほうに戻って、選挙区の投票が終わった後に、今度は比例代表の投票用紙の交付を行います。そして比例投票の投票用紙の交付を行う際には同じように、説明を行います。この際に記載台の左もしくは右に貼っておる比例の指名掲示の説明を行います。

最初に説明したところにつきましては、記載台が別ですので正面に貼っておるとかいう内容になっております。そして拡大の指名掲示についてもご案内をいたしております。大きな違いは先ほども言いましたように受付が1カ所で行うということ。そして記載台が選挙区と比例と同じところで行うということというところが形状とか手順とかいろんなところで異なるというような内容になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

期日前投票が行われる場所で例えば役場のロビーとかいうところではどうなっていますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。こちらの期日前投票所、役場のほうですけれども、こちらのほうは受付は1カ所で行っておりますけれども、投票用紙の交付は2カ所、記載台は2カ所ということになっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

5カ所の投票所がそれぞれ別々になっていると。残り12カ所は、受付と投票台と言いますか記載台は1カ所になっているということでもあります。17の投票所でほかに何かトラブル、今年度の参議院選挙でかまいませんが、何かほかにトラブルがなかったか、把握されていることがあれば教えてください。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の参議院議員選挙の場合は、比例代表の指名掲示のほうがちよっと小さくなっておりまして、全投票所においては拡大した指名掲示のほうも貼っておりますし、拡大鏡もある

というようなご案内をしておりました。今回1つの投票所におきまして、その貼っておる指名掲示の文字が小さく見えないということで、怒られた方が1名ございました。投票管理者のほうより、先ほども申しましたように、拡大鏡でありますとか、拡大された指名掲示につきましてもご案内のほうはさせていただきまされたけれども、ご理解はいただけなかったと、いうことは1件ございました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

投票用紙への記載を間違えてしまう原因というのは、いくつか要因が重なっていると思いますけれども、選挙管理委員会として、この記載ミスがなくす手立てが必要だというふうに捉えております。例えば投票用紙に記載する場所、先ほど苦情が出ましたように、用紙に記載する場所が狭くて、正面には候補者名、右側のほうに比例代表の掲示がされていて、同じ場所で投票する人が混乱をしているという声も私も何人も聞きました。

また投票する場に、投票立会人の方がおいでるわけですが、その3人が並んでいらっしゃると思うんですけれども、非常に注視されて、とても緊張するという声は世代を越えて聞いております。どんな場面で、ミスが発生するのか予測するのは難しいんですけれども、この投票所の設営の仕方や手順について、投票ミス、無効票を事前に防止するための、対策と言いますか、それをぜひ選挙管理委員会とあるいは事務局で総括もしていただいて、改善することをぜひ検討していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。課長のほうで現段階であれば見解をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。現段階において、これに対する対策というものについては、考えるものがございませんけれども、こちらのほうの今までの対応策といたしましては、全投票所において、少しでも見やすいように、拡大した指名掲示を貼らせていただいておりますので、これからも変わらず、そこに拡大したものがあるというようなご案内を徹底していくこと、それと拡大鏡のほうもご用意しておりますので、そちらのほうもご利用していただきたいということも周知していきたいというふうに考えております。

あと、当日の事務の従事の者でありますとか。立会人の者が見て

おるので投票しづらいという声につきましては、まあ確かにそのような状況もあろうかと思いますが、やはり立会人の方々でありますとか、事務従事者の方々につきましても、やはり公正な選挙施行を行うために、皆さんが力を尽くしておると。ただその一生懸命さが実際来られておられる選挙をされる方につきましては、ちょっと気がつかんと言いますか、ちょっと居づらいような雰囲気を感じられることあろうかと思われましますが、公正な選挙の執行のために取り組んでおるといことはご理解いただきたいというふうには思います。

その他に何か改善できるようなことがあれば、他団体の事例を参考にに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ改善されていきますように、できるだけ投票しやすい環境づくりに努めていただきたいというふうに思います。

この質問にかかわって、最後の質問ですが、個人演説会場にかかわってであります。現在、佐川町が個人演説会に指定して言う施設の種類、箇所数、どの程度あるか説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。種類は公職選挙法の第 161 条より、3 つほどございまして、1 が学校及び公民館、2 が地方公共団体の管理に属する公会堂、3 番が今言いました 2 つのほかに、市町村の選挙管理委員会に指定する施設というふうに規定されております。そして佐川町のほうは今からご説明する施設のほうを指定しております。箇所数としまして 8 カ所を指定しております、これは佐川小学校、佐川中学校、斗賀野小学校、尾川小中学校、黒岩小学校、黒岩中学校、佐川高校、佐川町の中央公民館というところが 8 カ所、それは先ほど言いました 161 条の第 1 項のほうに該当いたします。

その次に佐川町立の桜座のほう、こちらのほうは先ほど説明いたしました 161 条の第 2 項の説明に該当しております。全部をあわせまして 9 カ所のほうを指定しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

その個人演説会場については、告示前、告示後にどんな方法で、関係者に提示されているかお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

個人演説会の会場につきましては、選挙管理委員会において告示は不要と、いうことになっておりますので、掲示板への掲示などは行っていないというのが現状でございます。現状では選挙管理委員会のほうに会場の一覧表があるだけとなっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今回の7月の参議院選挙で個人延説会を私自身が、頼まれてまして、平日の夕方に開催をすることになり、場所を探しました。平日でありましたので、しかも急な取り組みとなりまして、会場を確保するのに大変でありました。そこで誰もが参加しやすい場所で、駐車場の十分ありトイレ施設も完備された施設を探していましたが、ちょうど斗賀野集落活動センターあおぞらのホールが開いておりましたので、選管に問い合わせをしたら、佐川町選管が指定した場所ではないという返答で、その場所を利用することが、できませんでした。そこで最終的に近くのJA斗賀野支所の2階のホールを利用することにしましたけれども、足の不自由な方がこの支所の階段を上がれずに4名ほどが、参加できないという事態をつくり、大変残念な事態になりました。町内4カ所の集落活動センターは、駐車場も一定あり、車椅子での参加とか、トイレ施設も完備して誰もが利用し易い身近な公営施設であります。そして投票所としても利用されているところでもあります。ぜひ今後、指定されている公営施設に加えて、先ほど説明がありました町内4カ所の集落活動センターを個人演説会場として利用が可能となりますよう、ぜひ検討していただきたいですが、課長の答弁を願います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。今のご質問にありました各地区の集落活動センターの指定につきましては、担当課でありますとか、集落活動センターの管理をしてくださっている地元の方の意見をお聞きしたうえで検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ利用できるように検討を進めていただきたいと思っております。

最後の質問であります。4つ目ではありますが、学テの結果についてであります。今年も学力テストが実施をされました。そして同時に実施をされております児童生徒への学習や、生活実態を調査する

児童生徒質問意識調査で、ここ 10 年間データが蓄積されております。この結果について質問をしてまいります。

学テのたびにおこなわれますこの児童生徒実態調査につきまして、現場の先生方から報告されております日常の学校での、児童生徒の状況、そういうものを照らし合わせながら佐川町の子供たちの姿の特徴的な意見が出ているのか出ていないのか、教育委員会あるいは事務局でそういうことについて総括されていることについて、質問の回答を求めていきたいと思っております。時間がありません。

今回の調査の中で、朝食のこと、いじめのこと、学習に燃する意欲、態度に関するこの項目の中で佐川町の小学生、中学生に何か特徴的なことがあれば、大変申し訳ありませんが、項目ごとにひっくり返してですけれども、まとめてこの3つを特徴的なことを答えていただきたいと思います。

教育委員会教育長（川井正一君）

学テの質問にお答えさせていただきます。朝食は比較的高い水準で、佐川町の小中学生は全国に比べて高い水準で、推移しているというふうに捉えております。ただ問題なのはその食事の中身であろうと思っております。例えば菓子パン1個とかいうこともあるよというようなことも、学校の現場の先生からお聞きすることもございます。この点が今後の、学校の様々な生活スタイル調査に関するものでありますとか、そういったものを踏まえて改善する必要があると思っております。

いじめ関係ですが、これもほぼいじめはよくないというふうに答える子供の割合が90%後半となっており、ほぼ全国並みで推移しておりますが、どうも子供によって格差が見られ、ということが個人差があると。学校での道徳教育とか人権教育のあり方、そういったものを少し検討する必要があるのではないかと考えております。それからあと、勉強関係ですが、年度によって少し勉強が国語の勉強であったり、算数の勉強が好きという年度、全国に比べて高いとき、それから逆に低いときという変動の幅が結構ございます。その変動の幅が大きいということは結局は、子供の学テと同様のことにあたるのかなと私どもは思っていますが、要は学力テストもそうなんですけれども、個人の力がそのまま学テに反映される。意識もそのままこれにあらわれているんじゃないかと。要は学校の力、学校の組織の力で、個人の課題を克服することができていない。それが

ために生徒がかわるたびに毎年、6年生と中学3年生ですので、調査対象がかわってきます。今年の生徒は全体的に落ち着いておる、というときには、比較的色んな指標が良いのですが、今年のちょっと学校内の教室内の落ち着きがよくないということになりますと、いろんな指標が悪くなります。それが毎年繰り返されておるということは、やはり学校として組織として、そういった個々の子供たちの課題をしっかりと受け止めて解決をするに至っていない、まだまだそこらへんでチーム学校としての組織力が問われているんじゃないかというふうに思っています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

簡潔にまとめていただいてありがとうございます。さらに質問項目は続くんですけど、この後、勉強時間や家で宿題をするかという質問とあわせながら、学校以外に、普段の日に1日に家で勉強をどれぐらいするのか、しないのか。30分以下、2時間以上とか項目たてである質問、それとさらに私が関心を持っているのは家で自分で計画を立てて勉強していると。どちらかといえばやっているというこの項に対しての質問というのは子供自身が持つ学習への意欲と言いますか、あらわれてくる調査じゃないかなと思うんですけども、この調査項目で、何か特徴的なことがあれば教えていただきたいと思えます。

教育委員会教育長（川井正一君）

学習時間に関するものと、学習に対する計画的な部分があるんですが、学習時間で2時間以上学習している児童生徒の割合というのは、調査年度により、若干差は見られるんですが、ほぼ全国並みか全国を上回る状況にあるというふうに見ております。しかしながら、学力調査の結果と必ずしも連動しているとは限りません。勉強時間が長いから、ではその年の学力調査の結果が良いのかということ必ずしも連動しないという意味でございます。ある意味、子供たちにはしっかりと勉強しているにもかかわらず、学力につながっていないという、そういう見方もできる分もでございます。ので、学校の学習指導の在り方と言うものもしっかりと考えていかなければならないと思っております。それから1日に30分未満の勉強時間という調査もあります。これも調査年度により、定められるんですが、ほぼ全国平均を下回る状況、これは30分未満が全国平均を下回るという傾向ということになるんですが、この部分も学力との連動が

見られないということがあるんですが、ただ本年度に限っていえば町長の行政報告で申し上げましたが、小学校は昨年引き続き全国平均を下回る学力調査の結果でした。小学校の30分未満の勉強の割合を見てみますと全国平均を大きく上回っておる。この部分ではちょっと学力調査の結果と30分未満の勉強しかしていない子の割合が高いのが今年度に限って言えば連動しているんじゃないかと思えます。

それから、家で計画をたてて勉強している児童生徒の割合ですが、まあまあ総じて全国並みか、全国平均を大きく中学校の場合は、全国平均を大きく超えることもございます。調査年度により、これについてはいずれも差が見られます。まだ全体的な部分について、各校と教育研究所でこういった学力調査の結果と児童生徒質問調査の結果、それをあわせて今後、分析したいと考えております。そういったことをあわせて分析して、そこから見えてくる課題それをつかまえて、学校として計画的に学習指導なり、生活習慣の改善そういったものに今後、取り組んでいけるかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。もう少し、詳しく質問をしていけばいいんですけども、時間的に申し訳ありません。佐川町では現在、研究所が学校現場と提携して、佐川みらい学、ふるさと教育の教材づくりに向けて16歳以上の町民2,800名を対象に町民意識調査を昨年12月に実施しております。それにあわせて、小学校5年生と6年生と中学生にも全員に対してアンケート調査をされております。その中に子供の食生活に関わる項目もあります。子供の生活環境、学習環境の実態について、学校だけでなく、家庭や地域社会で把握していくことは、きわめて大切だと思います。

町民意識調査では、全学年で多くの子供達が佐川町はがもっとすてきな町になるために、豊かな自然を守ることを指摘しています。大人も同じ思いを持っていることが分析されております。一方で現場では朝ごはんを食べるキャンペーンとかノーテレビデーの取り組みとか行われて提起もされております。家庭では、子供たちが小さいときからテレビやゲームに熱中している問題なども指摘されてきているところであります。

これから、ふるさと教育の基本理念、基本構想がつくられていく

と思いますが、子供たちの成長をゼロ歳から18歳まで捉えた、佐川ふるさと教育をつくりだしていただきたい。その資料の一つにこうした調査結果もぜひ組み合わせて反映していただきたいというふうに思います。子供の学力テストの数値結果だけで評価し、対策を講ずるのではなく、佐川の恵まれた自然の中で育むことができる人間力といいますか、そうした力を高めていく視点を大事にして、ふるさと教育をつくり出していくことを重ねてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なし、と認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を10日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会　　午後4時55分

